

# 平成29年第1回諏訪広域連合議会定例会

平成29年3月29日 開 会  
平成29年3月30日 閉 会

## 目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔3月29日(水)〕	7
議案第1号から議案第11号まで11件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第1号から議案第9号並びに議案第11号 事務局長補足説明	
議案第10号 消防長補足説明	
議案第1号から議案第11号まで11件各質疑、各常任委員会付託	
会議録第2号〔3月30日(木)〕	39
一般質問	
議案第1号から議案第11号まで11件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	73

諏訪広域連合告示第1号

平成29年第1回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年3月22日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 平成29年3月29日（水） 午後1時30分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

平成29年第1回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
3月29日 (水)	13:00		議会運営委員会
	13:15		全員協議会
	13:30	(開会) 広域連合長あいさつ 議案説明 議案質疑 委員会付託	
	15:00		常任委員会 議案審査
3月30日 (木)	17:00		
	10:00	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決 (閉会)	
	12:00		

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	中村 奎司	2番	河西 猛
3番	小池 忠弘	4番	織田 昭雄
5番	加々見 保樹	6番	伊藤 玲子
7番	樋口 敏之	8番	望月 克治
9番	小池 賢保	10番	小松 一平
11番	竹村 安弘	12番	今井 秀実
13番	遠藤 真弓	14番	八木 敏郎
15番	浜 幸平	16番	小池 和男
17番	小平 雅彦	18番	井上 登
19番	近藤 一美	20番	宮下 和昭
21番	吉澤 美樹郎	22番	奥野 清

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

## 本定例会に付議された事件

### ○広域連合長提出

- 議案第 1 号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて
- 議案第 2 号 諏訪広域連合公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 3 号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 議案第 4 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 号 平成 28 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 号 平成 28 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 平成 29 年度諏訪広域連合一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 29 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 29 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 29 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 29 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

### ○一般質問

3 人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

平成29年3月

順序	氏名	通告内容
1	望月克治 (茅野市)	(1) 大火災時の消防力は充分か (2) 介護保険制度の維持可能性について
2	今井秀実 (岡谷市)	介護保険について (1) 相次ぐ制度改定に伴う被保険者・利用者の抱える課題に対する対応 (2) 国による新たな制度改定の動き
3	井上登 (諏訪市)	介護保険の問題について (1) 新総合事業について (2) 事業所の運営について (3) 多床室について



## 平成29年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

平成29年3月29日（水）

午後 1時30分 開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて
- 日程第 4 議案第 2号 諏訪広域連合公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 7号 平成29年度諏訪広域連合一般会計予算
- 日程第10 議案第 8号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 日程第11 議案第 9号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3～日程第13
  - 議案第1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについてから議案第11号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算まで11件一括議題
  - 広域連合長あいさつ、提出議題の説明
  - 議案第1号から議案第9号並びに議案第11号 事務局長補足説明
  - 議案第10号 消防長補足説明

議案第1号から議案第11まで11件各質疑

議案第1号、議案第2号、議案第7号のうち所管部分、議案第10号及び議案第11号 総務消防委員会に付託

議案第3号から議案第6号、議案第7号のうち所管部分、議案第8号及び議案第9号 福祉環境委員会に付託

散 会

〇出席議員（22名）

| 議席  |        | 議席  |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 中村 奎司  | 2番  | 河西 猛  |
| 3番  | 小池 忠弘  | 4番  | 織田 昭雄 |
| 5番  | 加々見 保樹 | 6番  | 伊藤 玲子 |
| 7番  | 樋口 敏之  | 8番  | 望月 克治 |
| 9番  | 小池 賢保  | 10番 | 小松 一平 |
| 11番 | 竹村 安弘  | 12番 | 今井 秀実 |
| 13番 | 遠藤 真弓  | 14番 | 八木 敏郎 |
| 15番 | 浜 幸平   | 16番 | 小池 和男 |
| 17番 | 小平 雅彦  | 18番 | 井上 登  |
| 19番 | 近藤 一美  | 20番 | 宮下 和昭 |
| 21番 | 吉澤 美樹郎 | 22番 | 奥野 清  |

〇欠席議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

|            |        |            |       |
|------------|--------|------------|-------|
| 広域連合長      | 金子 ゆかり | 副広域連合長     | 今井 竜五 |
| 副広域連合長     | 柳平 千代一 | 副広域連合長     | 青木 悟  |
| 副広域連合長     | 小林 一彦  | 副広域連合長     | 五味 武雄 |
| 監査委員       | 樋口 繁次  | 事務局長       | 宮坂 茂樹 |
| 会計管理者      | 木島 清彦  | 企画総務課長     | 林 直典  |
| 情報政策課長     | 永田 賢二  | 介護保険課長     | 原田 初秋 |
| 八ヶ岳寮寮長     | 田村 茂正  | 消防長        | 宮坂 浩一 |
| 消防次長兼総務課長  | 五味 清司  | 岡谷市広域担当課長  | 岡本 典幸 |
| 諏訪市広域担当課長  | 前田 孝之  | 茅野市広域担当課長  | 小平 雅文 |
| 下諏訪町広域担当課長 | 山田 英明  | 富士見町広域担当課長 | 植松 佳光 |
| 原村広域担当課長   | 折井 為彦  |            |       |

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長 松 崎 寛 企画総務課総務係長 国 枝 准 也  
書 記 武 居 靖 彦



平成29年3月29日(水)

## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 (2-1)

開会 午後 1時30分

散会 午後 3時27分

(傍聴者 なし)

開 会 午後 1時30分

---

**竹村安弘議長** ただいまから平成29年第1回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 1時30分

---

**竹村安弘議長** これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。日程はあらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**竹村安弘議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、6番伊藤玲子議員、17番小平雅彦議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**竹村安弘議長** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月30日までの2日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 議案第 1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて

#### ○日程第 4

議案第 2号 諏訪広域連合公の施設の指定管理者の指定について

○日程第 5

議案第 3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について

○日程第 6

議案第 4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

○日程第 7

議案第 5号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）

○日程第 8

議案第 6号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第 9

議案第 7号 平成29年度諏訪広域連合一般会計予算

○日程第10

議案第 8号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算

○日程第11

議案第 9号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算

○日程第12

議案第10号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算

○日程第13

議案第11号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

竹村安弘議長 日程第3 議案第1号から日程第13 議案第11号までの11件を一括議題といたします。

広域連合長より招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 本日、ここに平成29年第1回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には大変御多忙の中、御参集賜り、まことにありがとうございます。

本定例会には、条例議案4件、補正予算2件並びに各会計の平成29年度予算5件、合わせて11件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明申し上げます。

初めに、条例議案について御説明いたします。

議案第1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについてであります。これは地方自治法第291条の7第1項の規定により、広域計画を定めるものであります。

次に、議案第2号 諏訪広域連合公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは地方自治法第244条の2第3項の規定により、新たに小児夜間急病センターの指定管理者を指定するために、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正についてであります。これは在宅医療・介護連携推進事業の実施時期を改正するものであります。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。これらは厚生労働省令の基準に基づき定めておりますが、当該省令の一部改正に伴い、二つの条例の一部改正を一つの条例で改正するものであります。

次に平成28年度補正予算議案について御説明いたします。

議案第5号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）は、平成27年度の繰越金を例年と同様に八ヶ岳寮基金に積み立てるための補正を行うものであります。

次に、議案第6号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）は、今年度の年度末までの給付見込みに基づき、保険給付費と関連する財源を減額補正するとともに、前年度の繰越金内の積立可能額と今年度保険料の余剰分の積立可能額を基金に積み立てるため、基金積立金と財源の繰越金の増額補正と、国庫補助金調整交付金の確定に伴い、その過交付分について国庫へ返納するための補正を行うものであります。

次に、議案第7号から議案第11号の平成29年度予算議案について御説明申し上げます。

議案第7号 一般会計につきましては、総額2億5,350万円を計上いたしました。広域議会議員改選年に伴う議員行政視察や広域連合の情報系システムの強靱化対策等にかかわる経費を計上したほか、小児夜間急病センターについて引き続き医師会等との連携を図り、小児の初期救急医療の受診体制を確保するとともに、安定的な運営に努めてまいります。

次に、議案第8号 救護施設八ヶ岳寮特別会計は、総額3億9,417万2,000円を計上いたしました。地域生活に移行した利用者が居宅で安定した自立生活が継続できるように支援する通所事業の施行をしてまいります。また、非常通報装置や夜間照明装置を設置し、防犯対策の強化に努めてまいるとともに、引き続き和室から洋室への改修や健康状態の不安定な利用者居室へエアコンを設置して、居住環境の整備に取り組んでまいります。

次に、議案第9号 介護保険特別会計は、総額189億4,975万3,000円の計上をいたしました。平成29年度は第6期介護保険事業計画の最終年度に当たります。施設整備につきましては先送りとなる整備がありますが、地域バランスやサービスの質の確保に配慮し、基盤整備の推進を図ってまいります。保険料の賦課徴収及び給付に関する事務につきましては、保険料負担の公

平性の確保と給付の適正化を推進してまいります。また、第7期の介護保険事業計画の策定年に当たり、第6期事業の検証や分析を行い、持続可能な安定した介護保険事業の運営を目指し、計画を策定してまいります。

次に、議案第10号 諏訪広域消防特別会計は、総額23億4,935万円を計上いたしました。諏訪広域消防一元化の課題を検証委員会において引き続き検討、協議を行い、消防体制の充実強化を図るとともに、消防団等との連携を密にし、さらなる住民の安全・安心の確保に努めてまいります。また、救急出動の増加に伴い、救急救命士のスキルアップを図るとともに、老朽化している高規格救急車の更新や救助資機材を充実し、消防力の強化を図ってまいります。

次に、議案第11号 ふるさと振興基金事業特別会計は、総額1,390万3,000円を計上いたしました。環境美化事業の推進と圏域の未婚者の出会いの機会をふやすことを目的とした婚活支援事業を継続してまいります。また、災害時に備え構成市町村とLCVとの合同で臨時災害放送局開設訓練を実施いたします。

以上で提案いたしました各議案の説明を終了いたしますが、新年度予算につきましては、関係市町村が厳しい財政運営を強いられている中、事務事業のさらなる効率化に努めるとともに、諏訪圏域住民の安全・安心や福祉に直結する事務事業については、住民サービスの向上に努めるべく編成を行いました。なお、各議案の細部につきましては、事務局長、消防長から説明をさせていただきます。

以上を申し上げまして、開会に当たっての御挨拶及び提出議案の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**竹村安弘議長** 事務局長。

**宮坂茂樹事務局長** それでは、私から補足説明をさせていただきます。

議案第1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて御説明を申し上げます。地方自治法第291条の7第1項の規定により、諏訪広域連合広域計画を別紙のとおり定めるものであります。

現在の広域計画の計画期間は平成28年度で満了いたしますので、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画として現計画の基本理念を継承しつつ、現在の業務の継続を基本に策定したものであります。この広域計画の策定に関しましては、去る1月26日の広域連合議会全員協議会におきまして概要を御説明いたしましたところでございます。

大きな変更点といたしましては、現計画の項目3、特別養護老人ホーム恋月荘の設置、管理及び運営に関することにつきまして、平成26年度から長野県厚生農業協同組合連合会へ移管しましたので、新たな計画では抹消してございます。また、新たな計画に項目10としまして、行政不服審査会の設置及び運営に関することを新規の事務事業として加えております。本年度から行政不服審査会を広域連合に新たに設置し、同審査会の運営を行っているものであります。なお本計画については、計画期間中に変更の必要が生じた場合は議会の議決を経て改定ができるものとなっております。議案第1号の説明につきましては以上でございます。

続きまして、議案第2号 諏訪広域連合公の施設の指定管理者の指定について御説明を申し上げ

ます。地方自治法第244条の2第3項の規定により、諏訪広域連合公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容を説明申し上げます。本指定における指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は諏訪地区小児夜間急病センター、指定管理者となる団体の所在地及び名称は諏訪市大字四賀2299番地1、諏訪地区小児夜間急病センター運営医師会会長小松郁俊とし、指定の期間を平成29年4月1日から平成34年3月31日と指定するものです。

指定いたします当該運営医師会は、広域連合が設置しております諏訪地区小児夜間急病センターの管理運営を行うため、岡谷市医師会、諏訪市医師会及び諏訪郡医師会の3医師会で構成する団体であります。この小児夜間急病センターを運営していくに当たりましては、第一に多くの医師による診療体制を確保することが必要不可欠であり、それには医師会の協力と連携なくして運営は困難であることから、現在まで2回の管理者指定により10年間運営継続してきたところでございます。また、現時点では他に小児夜間急病センターの設置目的を達成し得る運営団体がないことから、候補者の選定は公募によらず、当該運営医師会を指定管理者の候補として選定しております。候補者によるプレゼンテーション等を聴取した上で、選定審査会委員の意見と審査結果に基づき、諏訪地区小児夜間急病センター運営医師会を指定してまいるものであります。議案第2号の説明につきましては以上であります。

続きまして、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。本条例の一部改正は、本条例附則第7条第2項中の「平成30年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める規定の改正です。

それでは、条例の内容を説明申し上げます。本条例の附則第7条第2項は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を規定したものです。本条例附則第7条第2項でいう介護保険法第115条の45第2項第4号に掲げる事業とは、地域支援事業のうち医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関、その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業、いわゆる在宅医療・介護連携推進事業を指しております。この事業はその円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令により、平成30年3月31日までの間において、条例で定める日までの間については、その実施を猶予することが可能とされているところです。

この省令に基づき、諏訪広域連合介護保険条例では、この事業を平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年3月31日の翌日から行うものとして規定しております。

しかし、この在宅医療・介護連携推進事業を平成29年度から実施することが可能となったため、省令の猶予期間の上限を変更する必要が生じ、附則で規定する改正施行日から本事業を実施できるよう改正するものです。

附則は第1項で改正後の条例の施行日を公布の日からとするものです。議案第3号の説明につきましては以上であります。

続いて、議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が平成28年2月5日に公布され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

厚生労働省令の改正により、平成28年4月1日から地域密着型通所介護が創設され、利用定員が18名以下の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行するものであります。これは少人数の地域に密着したサービスであることを踏まえ、市町村が指定する地域密着型サービスに移行し、運営推進会議の設置を新たな基準として設け、地域との連携や運営の透明性の確保を図ることを目的としております。なお、諏訪広域においては50の事業所が移行いたしました。

初めに、諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

1ページから2ページにあります第62条では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、そのサービスを行うに当たり、必要な地域との連携に係る項目1から5を第65条の準用において定めたことに伴い削除するものでございます。

第65条及び第86条につきましては、準用する規定に第39条を追加し、その準用における読みかえを規定するものです。

附則第4項につきましては、定員18人以下の小規模な通所介護事業所が介護予防小規模多機能型居宅介護に移行した場合、平成30年3月31日までの間は宿泊室を設けないことができる旨の経過措置を定めるものです。

次に、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について御説明いたします。

2ページから3ページにかけて記載の目次では、第3章第4節の次に第3章の2として、地域密着型通所介護について新たな章、節、款の追加を行うものです。今回、厚生労働省令改正による引用規定の条項等、また字句を改める部分がございますが、説明は省略させていただき、主な改正点のみ説明をさせていただきます。第3章の2、地域密着型通所介護を新設し、人員、設備、運営に関する基準を定めるものでございます。

それでは、内容を御説明申し上げます。第1節は基本方針、第2節は人員に関する基準、第3節

は設備に関する基準、第4節は運営に関する基準、第5節は指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について、それぞれ規定したものでございます。

附則は条例の施行期日を平成29年3月31日としたもの及び定員18人以下の小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護に移行した場合、平成30年3月31日までの間は宿泊室を設けないことができる旨の経過措置を定めるものです。

各節の内容につきましては、人員に関する基準では、当該事業を行うために置くべき職種や、その人数及び管理者について規定するものでございます。設備に関する基準については、食堂及び機能訓練室の面積、消火設備、その他備えるべき備品等について規定するものでございます。

運営に関する基準については、利用者への説明と同意、サービス提供拒否の禁止、サービス提供の記録、運営規程、利用料の受領、地域との連携において運営推進会議を設置し、おおむね六月に1回の開催を義務づけ、緊急時の対応、秘密保持などについて規定するものでございます。

指定療養通所介護に関する基準については、難病等を有する重度要介護者またはがん末期の方であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要な者を対象としておりますが、その人員、設備、運営に関する基準を規定するものでございます。

なお、地域密着型サービスへの移行については平成28年4月1日に既に施行されておりますが、条例改正につきましては施行から1年の経過措置が設けられていることから、本定例議会において条例改正を提案させていただいております。議案第4号の説明につきましては以上であります。

次に、議案第5号 平成28年度救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。予算書をごらんください。第1条により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,416万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,066万2,000円とするものです。

続いて事項別明細書により説明をいたします。9ページの歳入ですが、7款1項1目繰越金には平成27年度八ヶ岳寮特別会計決算における差し引き残額2,646万9,000円のうち、予算計上額1,230万円を除く1,416万9,000円を増額補正するものであります。

続きまして11ページの歳出でございますが、2款1項1目施設管理費に1,416万9,000円を増額補正するもので、25節の八ヶ岳寮基金に1,416万9,000円を積み立てるものであります。議案第5号の説明につきましては以上であります。

次に、議案第6号 平成28年度介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。予算書をごらんください。第1条によりまして、歳入歳出予算の総額それぞれ5億7,768万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ181億3,759万3,000円とするものです。

年度途中までの給付実績に基づき、今年度末までの給付見込みを精査し、介護保険給付費の減額と関連する財源の市町村負担金、給付費関連補助金等の減額を行うとともに、前年度の繰越金における基金への積立可能額と今年度の保険料余剰分から生じた積立可能分を介護保険準備基金に積み立てるため、基金積立金を増額補正するものであります。また、平成24年度交付分の国庫補助金

調整交付金が平成28年度に確定したため、係る過交付分について平成28年度予算の返還金から国庫へ返納するため増額補正するものであります。

続いて事項別明細書により説明をいたします。9ページの歳入につきましては、保険給付費の減額に伴い2款の分担金及び負担金1億円、4款国庫支出金1項国庫負担金の介護給付費国庫負担金1億4,500万円、2項国庫補助金の調整交付金3,864万円、5款支払基金交付金の介護給付費交付金2億2,400万円、6款県支出金の介護給付費県負担金1億1,500万円をそれぞれ減額補正するとともに、基金への積み立ての財源として9款繰越金に4,495万7,000円を増額補正するものです。

続きまして、11ページをお願いいたします。歳出であります。歳出につきましては、年度途中までの給付実績に基づき、2款保険給付費の居宅介護サービス給付費を5億円減額補正し、施設介護サービス給付費を3億円減額補正するとともに、4款の基金積立金の介護給付費準備基金積立金に2億2,231万2,000円を増額補正するものです。また、7款の諸支出金の償還金に国庫へ返還する5,000円を補正するものです。議案第6号の説明につきましては以上であります。

続きまして、議案第7号 平成29年度諏訪広域連合一般会計予算について説明を申し上げます。予算書をごらんください。初めに1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出の総額をそれぞれ2億5,350万円と定めるものです。

次に予算の内容につきましては、事項別明細書により説明を申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入の総括ですが、七つの款の歳入合計は2億5,350万円で、前年度比2,234万2,000円、8.1%の減となっております。6、7ページをお願いいたします。歳出の総括ですが、五つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特定財源は3,967万8,000円となります。

次に8、9ページをお願いいたします。歳入の内訳となります。1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は1億9,691万8,000円を計上し、前年度比373万4,000円、1.9%の減となりました。1節経常経費負担金は1億2,249万7,000円の計上で、前年度比173万5,000円の減でございます。2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金は3,285万5,000円の計上で、前年度比2万円の増です。3節小児夜間急病センター事業負担金は1,920万円の計上で、前年度と同額でございます。4節防災啓発共同事業負担金は20万円の計上で、前年度と同額としております。5節高齢者福祉事業経費負担金は1,163万8,000円の計上で、前年度比169万9,000円の減となります。これは介護保険を補完する福祉施策として、低所得者の利用者等に配慮した利用者負担の軽減事業を実施するための負担金です。6節障害者福祉事業経費負担金は1,052万8,000円の計上で、前年度比32万円の減です。これは障害程度区分審査会の運営を行うための負担金となります。

2款国庫支出金2項1目介護保険関係負担金は1,500万円の計上で、前年度と同額です。これは第6期から実施しております低所得者の保険料軽減に係る国庫負担金で、軽減額の2分の1は国が負担するものです。

3 款県支出金 1 項 2 目民生費県補助金の介護保険関連事業費補助金は 1 9 万 4, 0 0 0 円の計上で、前年度比 9 万 7, 0 0 0 円の減です。同項 3 目衛生費県補助金の小児初期救急医療体制整備事業補助金は 1 7 0 万円を計上し、前年度同額です。これは小児夜間急病センターの運営に対する補助金です。同款 2 項 1 目介護保険関係負担金は前年度と同額の 7 5 0 万円を計上。これは低所得者の保険料軽減に係る県費負担金で、軽減額の 4 分の 1 を県が負担するものでございます。

4 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金は 2 3 万円の計上で、前年度比 4 4 万 9, 0 0 0 円の減でございます。これは基金の利子収入でございます。

次に、1 0、1 1 ページにかけて 5 款繰入金 2 項 5 目総合福祉基金繰入金 3 0 0 万 4, 0 0 0 円は、前年度比 2 3 6 万 4, 0 0 0 円の減です。恋月荘派遣職員の人件費に係る広域連合負担分を総合福祉基金から繰り入れるもので、派遣職員の減に伴い減となるものでございます。

6 款繰越金は 9 1 0 万 2, 0 0 0 円の計上で、前年度比 3 0 0 万円の増でございます。

7 款諸収入 1 項 1 目預金利子は 2, 0 0 0 円の計上です。2 項 1 目雑入は 1, 9 8 5 万円の計上で、前年度比 1, 8 6 9 万 8, 0 0 0 円の減です。収入の主なもの恋月荘派遣職員人件費の厚生連負担金ですが、派遣職員の減に伴い減となるものです。

1 2、1 3 ページをお願いいたします。ここから歳出の内訳となります。1 款議会費 1 項 1 目議会費は 1 8 3 万 6, 0 0 0 円の計上で、前年度比 8 4 万 9, 0 0 0 円の増です。これは広域連合議会議員改選の年、隔年で実施しております行政視察に係る経費が増となっておりますのでございます。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費は 1 億 3, 5 0 3 万 4, 0 0 0 円の計上で、前年度比 1 6 0 万 3, 0 0 0 円の減です。減の主な内容は、追加費用率の変更に伴う共済費の減です。1 6、1 7 ページをお願いいたします。1 項 2 目福祉連携費は 1, 2 4 4 万 2, 0 0 0 円の計上で、前年度比 1, 9 4 8 万 4, 0 0 0 円の減です。これは恋月荘派遣職員の減に伴う人件費の減です。同項 3 目防災総務費は前年度同額の 3 0 万円の計上で、これは関係市町村と共同で実施しております防災啓発事業に係る経費となります。

3 款民生費 1 項 1 目高齢者福祉費は 3, 4 3 3 万 3, 0 0 0 円の計上で、前年度比 1 7 9 万 6, 0 0 0 円の減です。減の主な内容は、対象者の減少に伴う社会福祉法人等による減免事業補助金及び利用者負担助成費の減によるものです。1 8、1 9 ページをお願いいたします。同項 2 目障害者福祉費は 1, 0 5 2 万 9, 0 0 0 円の計上で、前年度比 3 2 万円の減です。これは障害支援区分審査会に係る経費で、減の主な内容は追加費用率の変更に伴う共済費の減です。

4 款衛生費 1 項 1 目病院群輪番制病院運営費補助事業費は 3, 2 8 5 万 5, 0 0 0 円の計上で、圏域住民の 2 次救急医療を確保するための圏域内 6 病院に対する運営費補助金となります。同項 2 目小児夜間急病センター事業費は 2, 5 6 7 万 1, 0 0 0 円の計上で、前年度比 8, 0 0 0 円の減です。これは諏訪圏域において安心して子育てができるよう、小児患者に対する夜間の初期救急医療体制を確保するために開設しております、諏訪地区小児夜間急病センターの管理運営に要する経費となります。

20、21ページにかけて、6款予備費でございますが、前年度と同額計上となっております。

22ページから28ページまでの給与費明細書につきましては、所定の書式により調製してございますので、説明は省略させていただきます。

30ページ、31ページをお願いいたします。関係市町村負担金の内訳ですが、各事務、事業別に関係市町村の負担金を掲載してありますので、ごらんをいただきたいと思っております。なお、負担割合は規約で定められております。病院群輪番制病院運営費補助事業負担金を除く経常経費負担金から小児夜間急病センター事業負担金は均等割20%、人口割80%。病院群輪番制病院運営費補助事業負担金は人口割100%となっております。一般会計予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算について説明を申し上げます。予算書の32ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出の総額をそれぞれ3億9,417万2,000円と定めるものです。

次に予算の内容につきまして、事項別明細書により説明を申し上げます。35ページをお願いいたします。歳入の総括ですが、七つの款の歳入合計は3億9,417万2,000円で、前年度比232万1,000円、0.6%の減となっております。

37、38ページの歳出の総括となりますが、三つの款の歳出合計は歳入合計と同額でございます。このうち特定財源は国・県支出金、民生費負担金等で3億4,530万8,000円、歳出総額に占める割合は87.6%となっております。

39、40ページをお願いいたします。歳入の内訳です。1款1項1目関係市町村負担金は4,326万2,000円を計上し、公債費の負担分で前年度と同額となります。同項2目民生費負担金は2億5,212万6,000円の計上で、前年度比283万6,000円の増です。これは市福祉事務所関係施設利用者102名分の施設事務費負担金及び施設生活費負担金で、事務費単価の改定などにより増となっております。

3款県支出金1項1目民生費県負担金は7,990万6,000円の計上で、前年度比245万4,000円の増となり、県福祉事務所関係施設利用者32名分の施設事務費負担金及び施設生活費負担金で、こちらも事務費単価の改定などによる増となっております。

4款財産収入1項1目利子及び配当金は、説明に記載のとおり基金利子の収入でございます。

5款寄附金1項1目寄附金は、一般寄附金の存目計上でございます。

6款繰入金2項2目救護施設八ヶ岳寮退職手当準備積立基金繰入金は841万7,000円を計上し、平成29年度の退職予定者1名分の長野県市町村総合事務組合特別負担金のために繰り入れるもので、前年度比192万9,000円の減です。

7款繰越金1項1目繰越金は、前年度からの繰越金の計上となります。

41、42ページにわたりますが、8款諸収入1項1目預金利子は1,000円、2項1目雑入は521万9,000円の計上で、職員等の給食費並びに施設利用者の作業収入等で、利用者の作業収益増などにより、前年度比154万3,000円の増を見込みました。

次に43、44ページをごらんください。ここから歳出の内訳となります。2款民生費1項1目

施設管理費は2億4,917万円となり、前年度比276万5,000円の減であります。主な内容を説明いたします。1節報酬は嘱託医、非常勤職員の報酬で3,683万8,000円を計上しました。前年度比220万4,000円の増となり、これは育児休暇取得職員に伴う非常勤職員の増員によるものでございます。2節給料、3節職員手当等は職員25名分の人件費で、退職職員等、恋月荘からの職員異動に伴う職員構成の変動による差し引き減が主たる理由です。4節共済費は、職員25名分の職員共済組合負担金と非常勤職員13名分の社会保険料などで、前年度比507万8,000円の減となりますが、これは共済組合追加費用負担率の減が主たる理由です。7節賃金は、育休職員に対する代替職員として臨時職員の雇用に伴い、前年度比143万3,000円の増です。11節需用費は454万1,000円とし、各種機器の修繕箇所の減により、前年度比10万6,000円の減となっております。12節役務費は、施設維持に係る各種定期検査の手数料などで、浴槽ろ過装置洗浄の終了に伴う手数料の減などにより、前年度比38万9,000円の減となっております。13節委託料の2,650万4,000円は、調理業務委託料1,911万6,000円のほか、保守点検、各種業務委託料などとなっております。また、昨年発生しました他施設での事件に鑑みて、防犯対策の一環として、夜間の防犯強化を図るための警備業務委託料など、前年度比21万円の増として計上いたしました。14節使用料及び賃借料はOA機器借上料、ゲートウェイセキュリティシステムの経費などが主となるものでございます。15節工事請負費の148万4,000円は和室から洋室への改修工事、照明器具のLED化工事、屋外センサーライト設置及びグラウンド整備工事等が主要なものとなります。

45、46ページにわたりますが、18節備品購入費は調理用器具の購入費のほか、既存のリフトつき福祉車両の老朽化に伴う更新購入により、前年度比329万5,000円増を計上いたしました。19節負担金補助及び交付金は職員人間ドック健診料や特定施設の協議会負担金などで、前年度比22万円減の77万6,000円としております。25節積立金は八ヶ岳寮基金、八ヶ岳寮退職手当準備積立基金、八ヶ岳寮福祉基金の利子積み立てにより、前年度比7万5,000円の増といたしました。その他の節や細節につきましては施設の管理運営に要する経費で、ほぼ前年度同額もしくは内容を精査をしましての計上となっております。

続きまして、2款民生費1項2目施設事業費は1億74万円を計上し、前年度比44万4,000円の増となっております。この施設事業費は施設利用者の直接処遇にかかわる経費となります。増減の主な内容を説明いたします。11節需用費は8,171万1,000円の計上となり、前年度比では271万7,000円の減でございます。施設利用者の被服費、日用品・教養娯楽費、消耗品費、暖房や給湯用燃料費、電気・上下水道などの光熱水費、給食賄い材料費などが主たる内容ですが、灯油単価の下落等に伴う燃料費の減が主たる理由となります。12節役務費は利用者の健康診断に係る手数料及び布団乾燥に係る経費など199万4,000円を計上しております。13節委託料は、利用者に対する摂食嚥下及び機能回復訓練業務委託料、健診委託料、インフルエンザワクチン接種委託料で、324万1,000円としております。14節使用料及び賃借料は給茶機など各種の借り上げ料で、224万円を計上しました。18節備品購入費は153万6,000円

を計上し、一部居室へのエアコン購入、老朽化した全自動洗濯機の更新購入と機能回復訓練用のベッドの購入などにより、前年度比39万8,000円の増となっております。20節扶助費は、作業収益金の実績増に伴い利用者への分配金が増となり、また高齢化に伴う入院者の増加傾向により入院日用品費の増を見込むなど、前年度比239万1,000円増の984万8,000円と計上いたしました。

次に47、48ページとなりますが、3款公債費1項1目元金は3,992万2,000円で、これは八ヶ岳寮改築事業にかかわる起債の元金償還金であり、1項2目利子は334万円で、同じく八ヶ岳寮改築事業の起債額に対する償還利子となっております。4款予備費1項1目予備費は100万円を計上いたしました。

なお、49ページから54ページまでは給与費明細書となりますが、所定の書式により調製してございますので、説明は省略させていただきます。

55ページは地方債にかかわる調書で、平成29年度末の見込額は1億7,249万6,000円を見込んでおります。次に56ページは関係市町村負担金内訳ですが、28年度と同様、経常経費分はなく、公債費分のみ前年同額の4,326万2,000円とし、係る関係市町村の負担金を掲載してございますので、ごらんをいただきたいと思っております。八ヶ岳寮特別会計予算の説明は以上でございます。

続いて、議案第9号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。予算書57ページをごらんください。第1条で、歳入歳出の総額をそれぞれ189億4,975万3,000円と定めるものです。第2条では、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。これは月額14億円ほどの介護保険給付費のうち、国庫負担金や第2号被保険者が負担いたします社会保険診療報酬支払基金からの交付金等の納入が一月ほどおくれること等に伴い、給付費の支払いについて当座の資金不足を起こさないための対応を想定したものでございます。

次に予算の内容につきまして、事項別明細書により説明を申し上げます。62ページをお願いいたします。まず歳入の総括ですが、10款までの歳入合計は189億4,975万3,000円を計上し、前年度比4億5,216万1,000円、2.4%の増となっております。

次に64、65ページをお願いいたします。歳出の総括ですが、七つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特定財源は146億3,271万8,000円で、歳出総額に占める割合は77.2%となっております。

66、67ページをお願いいたします。歳入の内訳です。1款保険料1項1目第1号被保険者保険料は40億4,507万2,000円を計上し、前年度比7,596万9,000円、1.9%の増となります。介護給付全体に占める65歳以上の第1号被保険者の保険料の割合は、第6期から22%となり、14段階の保険料の基準月額は5,350円となっております。3カ年の事業計画の最終年度に当たるため、昨年度に比べ保険料額に大きな変動はなく、新規到達者の増などにより微増といった状況となっております。

2款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は26億4,717万8,000円を計上し、前年度比7,288万2,000円、2.8%の増となります。1節保険給付費関係負担金は保険給付費の12.5%を関係市町村が負担するもので、人口割90%、各市町村の実績割10%により負担をいただいております。

2節地域支援事業関係負担金は地域支援事業費の一定割合を関係市町村が負担するもので、包括的支援事業の重点事業に位置づけられたものを除き、新しい総合事業移行前の予防給付費や予防事業費等の実績に一定の掛け率を乗じて得た額を上限として、事業見積もりに基づき負担をいただくものです。地域支援事業には三つの事業があり、介護予防・日常生活支援総合事業費は事業費の12.5%、包括的支援事業と任意事業は事業費の19.5%がその負担割合となっております。

3節事務費関係負担金は人件費等の事務費関係経費を負担いただくものであります。4節保険料軽減関係負担金は、制度改正に伴い新たに実施することとなった消費税増税分を財源とした低所得者の保険料軽減において、軽減額のうち国が2分の1、県が4分の1、市町村が残り4分の1を負担するものでございます。

3款使用料及び手数料は保険料普通徴収分の督促手数料30万円が主なもので、前年度同額の計上です。

4款国庫支出金1項1目介護給付費国庫負担金は31億8,012万7,000円の計上となります。これは介護給付費のうち、居宅サービス給付にかかわる負担割合の20%と施設サービス給付にかかわる負担割合の15%を国庫が負担するもので、保険給付費の増加に伴いまして前年度比2,408万7,000円の増となっております。

2項国庫補助金1目調整交付金は8億3,347万4,000円の計上で、前年度比1,716万3,000円の減です。2目、3目の地域支援事業交付金は、国の負担率が事業内容によって異なるもので、2目の介護予防・日常生活支援総合事業費は事業費の25%、1億1,200万円を、3目の介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費、これは包括的支援事業、任意事業を指しますが、事業費の39%、2億33万4,000円を計上いたしました。4目の介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修事業費の50%、594万円を計上しております。

続いて68、69ページにわたりますが、5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は49億5,600万円を計上しました。これは2号被保険者が介護給付費の28%分を負担するために、医療保険料とともに徴収された介護分の保険料が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度比2,476万9,000円の増でございます。また2目地域支援事業支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の28%分である1億2,691万8,000円となっております。

6款県支出金1項1目介護給付費県負担金は、居宅サービス給付にかかわる負担割合12.5%と施設サービス給付にかかわる負担割合17.5%を県が負担するもので、25億7,237万円2,000円を計上し、前年度比466万2,000円、0.2%の増となります。2項1目地域支援事業交付金は介護予防・日常生活支援総合事業費分として事業費の12.5%、5,666万円を計上し、同項2目介護予防・日常生活支援総合事業費以外の地域支援事業費に当たる包括的支

援事業・任意事業分としては、事業費の19.5%、1億16万7,000円を計上いたしました。

7款財産収入1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金積立金の利子分115万5,000円を計上いたしました。

8款繰入金1項4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、国が消費税財源をもって第1段階の被保険者の保険料軽減を実施しているところですが、国庫2分の1、県費4分の1の負担分につき一般会計を経由し繰り入れることとなっているため、平成28年度の軽減実績をもとに2,250万円を計上いたしました。2項1目介護給付費準備基金繰入金は、本年度の計画給付費に対し各種財源を充当した結果、不足分を基金より充当するため、特別会計に繰り入れするものです。本年度は3カ年の事業計画の最終年度で8,450万4,000円を計上、前年度比4,267万1,000円の増となっております。

9款繰越金1項1目繰越金は、過年度還付金及び還付加算金等の財源として200万2,000円を計上しました。

10款諸収入ですが、主な内容は70、71ページの3項1目介護サービス費等貸付金元利収入300万円で、歳出の諸支出金の介護サービス費等貸付金に同額対応するもので、当該貸し付けを行った際の元利収入となります。歳入についての説明は以上であります。

続きまして、歳出の内訳について説明を申し上げます。72、73ページをお願いいたします。1款総務費1項1目一般管理費は1億7,255万円で、前年度比1,164万円、7.2%の増でございます。次に74、75ページをお願いいたします。2項1目賦課徴収費は2,103万3,000円、前年度比31万9,000円、1.5%増の計上となり、これは第1号被保険者からの保険料の賦課徴収に要する事務的な経費でございます。3項1目介護認定審査会費は、76、77ページにわたりますが、2,153万2,000円、前年度比44万4,000円の増となっております。3項2目認定調査等費は5,857万9,000円、前年度比438万3,000円、8.1%増の計上で、これは介護認定に要する事務的経費で、主治医意見書作成手数料や認定調査委託料が主なものです。

2款保険給付費は、要介護認定を受けた被保険者が利用した介護サービス等に対する保険給付の費用となります。保険給付費の総額は177億円で、前年度比8,845万8,000円、0.5%の増と計上いたしました。この保険給付費予算額は介護保険特別会計予算総額全体の93.4%を占めるものとなっております。今後の給付費の動向をさまざまな指標から分析するとともに、検証、検討を加え、前年度実績を参考として平成29年度給付額を計上させていただきました。

主な内容は、80、81ページまでの要介護1から5の要介護認定者が利用した介護サービスに対する保険給付費用である介護サービス等諸費と、84、85ページまで掲載してございます要支援1と2の方を対象とした介護予防サービスに対する保険給付の費用となる介護予防サービス等諸費、また86、87ページにわたります高額介護サービス費や、88、89ページにわたります食費、居住費の負担を補完する特定入所者介護サービスなどに係る費用を各項目ごとに計上したのとなっております。

では76、77ページにお戻りいただきまして、1項介護サービス等諸費の主な内容について説明を申し上げます。1目居宅介護サービス給付費ですが、64億3,082万4,000円、前年度比6億3,829万4,000円減、率では9.0%減の計上となりました。これは居宅で生活している方が利用する訪問、通所などの介護サービスの保険給付費に当たり、保険給付費全体の約36.3%を占めております。前年度の事業実績に基づく事業費推計によりまして、減を見込んだものとなっております。

次に78、79ページの2目特例居宅介護サービス給付費は1億1,871万2,000円、前年度比1,724万9,000円、12.7%減の計上です。これは基準該当事業所が提供する短期入所サービス利用に対する保険給付費となります。

3目地域密着型介護サービス給付費は34億7,549万3,000円で、前年度比11億1,651万3,000円、47.3%増の計上でございます。これは住みなれた地域での生活を支えるための小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム等のサービスが対象となります。

次の4目特例地域密着型介護サービス給付費は5,000円の計上です。

5目施設介護サービス給付費は54億149万7,000円、前年度比2億1,844万6,000円の減、率にして3.9%減での計上となりました。これは介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設の利用に対する保険給付費で、保険給付費予算全体の約30.5%を占めております。

6目特例施設介護サービス給付費は5,000円の計上です。

続いて80、81ページをごらんください。7目居宅介護福祉用具購入費は1,760万3,000円の計上となり、前年度比469万8,000円、36.4%の増でございます。

8目居宅介護住宅改修費は3,840万8,000円の計上で、前年度比326万7,000円、7.8%の減です。

9目居宅介護サービス計画給付費は居宅介護サービス利用者のケアプラン作成等に係る保険給付費で、7億2,077万3,000円、前年度比で5,861万3,000円、8.9%増の計上となります。

10目特例居宅介護サービス計画給付費は5,000円の計上です。

続きまして、2項の介護予防サービス等諸費ですが、その内容は、認定者中、介護度が要支援1と2の被保険者が利用した介護予防サービスに対して保険給付するものとなります。介護予防サービス諸費全体では、合算しますと5億9,767万7,000円となり、前年度比1億5,930万8,000円、21%減の計上でございます。

1目介護予防サービス給付費は4億9,495万8,000円を計上し、前年度比1億2,111万8,000円、19.7%の減となっております。介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、訪問・通所の居宅介護予防サービス費が介護予防・生活支援サービス事業費へ移行するため、当該事業費が減額となります。

82、83ページの2目特例介護予防サービス給付費は93万9,000円を計上し、事業費推計によりまして、前年度比221万4,000円の減を見込みました。

3目地域密着型介護予防サービス給付費は3,556万5,000円で、昨年度の給付実績に基づき、前年度比594万円増での計上としております。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費は5,000円の計上でございます。

5目介護予防福祉用具購入費は295万5,000円で、事業費推計により、前年度比29万9,000円、9.2%減での計上です。

84、85ページをおめくりください。6目介護予防住宅改修費は1,682万1,000円、前年度比337万7,000円、16.7%の減での計上です。

7目介護予防サービス計画給付費は4,642万9,000円、前年度比45.2%減、3,824万円の減としての計上でございます。介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う訪問・通所の介護予防サービス計画給付費が介護予防ケアマネジメント費へ移行するため、事業費が減額となっております。

8目特例介護予防サービス計画給付費は5,000円を計上しました。

次の3項1目審査支払手数料は1,580万3,000円、前年度比22万7,000円、1.5%増の計上です。これは介護サービス提供事業者からの費用請求並びに支払いに係る審査支払手数料で、長野県国民健康保険団体連合会に支払うものであります。

84ページから87ページにわたります4項1目高額介護サービス費と2目高額介護予防サービス費ですが、これは介護サービス等を利用すると1割ないし2割の利用者負担があり、その額が世帯単位で一定額を超えた場合に支給するもので、1目と2目は介護度により区分されております。1目は要介護1から5の認定者が対象となるもので、3億1,248万2,000円、前年度比6,410万2,000円、25.8%の増。2目は要支援1と2の認定者が対象となるもので、62万9,000円、前年度比33万8,000円の増でございます。

5項1目高額医療合算介護サービス費と同2目高額医療合算介護予防サービス費は、介護と医療の両方を利用した1年間の利用者負担金のうち、既に支給されている高額サービス費等を除いた額を合算した上で、一定額を超えた金額について介護保険分と医療保険分を按分して、それぞれの保険者が支給するものでございます。1目の高額医療合算介護サービス費は3,480万3,000円、前年度比32万5,000円、0.9%増、2目の高額医療合算介護予防サービス費は24万円、前年度比5万円増での計上でございます。

次に86ページから89ページにかけての6項特定入所者介護サービス等費ですが、これは施設等の食費、居住費が保険給付の対象外となったことに伴います低所得者の方への対策としての補足給付分となります。

1目特定入所者介護サービス費は、要介護1から5の利用者に対する給付費で5億2,970万4,000円、前年度比1億1,932万8,000円、18.4%減の計上です。

2目特例特定入所者介護サービス費は、要介護1から5の基準該当サービス利用者に対する給付

費分で484万9,000円、前年度比31万7,000円減での計上です。

3目特定入所者介護予防サービス費は、要支援1と2の利用者に対する給付費で48万3,000円、前年度比14万8,000円増での計上です。

4目特例特定入所者介護予防サービス費は、要支援1と2の基準該当サービス利用者に対する給付費で5,000円、前年度比34万7,000円の減を見込みました。

次に、4款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金は115万5,000円、前年度比46万7,000円の増を見込みました。

続きまして、90から91ページをごらんください。5款地域支援事業費となります。要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化していくための事業で、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の三つの事業を実施するものでございます。地域支援事業のうち介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護事業費は新しい総合事業移行前の予防給付費や予防事業費等、実績に一定の掛け率を乗じた額。包括的支援事業費の既存事業、任意事業は平成26年度の上限額に65歳以上の高齢者の伸び率を乗じた額を上限として、市町村または各地域包括支援センターへの委託により実施してまいる事業となります。また、利用者が必要とする適切な介護サービスを提供するとともに、不適切な給付を抑制するため、任意事業等において介護給付の適正化事業を実施しております。事業費は全体で9億6,734万8,000円、前年度比3億4,660万6,000円、55.8%増での計上です。

まず90、91ページの1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は1億9,432万7,000円で、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う新設事業分です。サービス事業の対象者は移行前の要支援者に相当する方ですが、移行後は要支援認定を受けている方に限らず、基本チェックリストにより該当とされた方を対象に訪問型サービスや通所型サービスを実施いたします。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は5,656万7,000円とし、介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う新設事業分でございます。この事業は利用者に対して介護予防及び生活支援を目的として、身体の状況や置かれている状況に応じ適切なサービスを包括的かつ効率的に提供するよう、必要な援助を行うものであります。

3目その他諸費は、介護予防サービス費の支払い業務を長野県国民健康保険団体連合会に委託処理しており、その審査支払手数料として110万8,000円を計上するものとなります。

次に92、93ページをごらんください。2項1目一般介護予防事業費は2億127万8,000円とし、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う新設事業分です。一般介護予防事業は従前の1次予防事業と2次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じて効果的、効率的な介護予防事業を実施するもので、対象者は第1号被保険者全てと、その支援のための活動を行う者となります。

次に3項は包括的支援事業・任意事業費となります。まず1目包括的支援事業費は地域包括支援センターにおいて高齢者が要介護状態となることを予防するために必要な援助を行うもので、4億1,198万2,000円を計上いたしました。これまでの基本3事業である総合相談事業、権利

擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業に加え、包括ケアの推進のため、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、また本年度より在宅医療・介護連携推進事業を実施することから、前年との比較では1億599万円、34.6%増での計上でございます。また、介護予防ケアマネジメント事業は介護予防・日常生活支援総合事業開始により廃止となりました。

2目の任意事業費1億208万6,000円のうち、市町村への委託事業は1億169万5,000円の計上となります。この事業は家族介護支援事業や成年後見制度利用の支援、介護相談員派遣事業など、高齢者が地域において自立して日常生活を送ることができるよう支援していくための事業となります。

94、95ページにわたりますが、介護給付費等費用適正化事業は39万1,000円の計上で、介護給付の適正な運営のため適正化支援システム等を活用して事業を実施してまいります。また、介護予防事業費は介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い廃止となりました。

次に6款公債費1項1目利子は、介護給付費準備基金積立金を月々の保険給付費の支払いのための資金として、一時的に運用する際の繰替運用利子となりますが、55万4,000円を計上いたしました。

7款諸支出金は、総額で500万2,000円の計上です。主な内容としましては、1目第1号被保険者保険料還付金として200万円を計上いたしました。

96、97ページにわたりますが、3目介護サービス費等貸付金には300万円を計上し、こちらは先ほど歳入の諸収入で説明を申し上げましたとおり、介護保険条例第4条による保健福祉事業として、介護サービス等に係る費用を支払うことが困難な被保険者に対して、その費用を支払うための資金貸し付けを行うもので、前年同額の計上でございます。

8款予備費1項1目予備費は前年度同額の200万円の計上でございます。

なお、98ページ以降、104ページまでの給与費明細書ですが、所定の書式により調製してございますので、説明は省略させていただきます。また、106、107ページは関係市町村負担金内訳ですが、各事務、事業別に関係市町村の負担金を掲載してございますので、ごらんをいただきたいと思います。なお、負担割合は規約で定められております。介護保険特別会計の予算の説明は以上でございます。

最後に、議案第11号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について説明を申し上げます。139ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出の総額をそれぞれ1,390万3,000円と定めるものでございます。予算の内容につきましては、事項別明細書により説明を申し上げます。142ページをお願いいたします。歳入の総括であります、三つの款の歳入合計は1,390万3,000円であり、前年度比227万1,000円、率では14%の減となっております。次に144、145ページの歳出ですが、二つの款の歳出合計は歳入合計と同額でございます。このうち特定財源は1,378万6,000円ありますが、これは諏訪地域ふるさと振興基金の運用益を充ててでございます。

146、147ページをお願いいたします。歳入の内訳ですが、2款財産収入1項1目利子及び配当金は1,388万6,000円で、基金の運用益でございます。3款繰越金は1万5,000円の計上です。4款諸収入は預金利子及び雑入で前年度同額でございます。

次に148、149ページをお願いいたします。歳出の内訳ですが、1款1項1目ふるさと振興事業費は1,380万3,000円の計上で、前年度比227万1,000円の減でございます。

事業ごとの主な内容について説明を申し上げます。まず、ふるさと振興事業費ですが、広域のスケールメリットを発揮し、毎年着実な実績を残しております婚活支援事業のイベント等の委託料に445万円を計上いたしました。さらに諏訪圏域の健康づくり、スポーツ振興に寄与することを目的に、圏域を代表する選手が出場する大会への補助金50万円を計上いたしました。生活環境整備事業費では、昨年に引き続き圏域内住民の方々の環境美化に対する意識高揚を図る目的から、諏訪圏域内の公共施設に花の配布を行うための原材料費83万円を計上いたしました。次に、情報ネットワーク推進事業費でございますが、LCV-FM放送への広報の委託料として570万3,000円の計上となります。防災対策事業費ですが、平成25年度にLCVと協定を結んでおります臨時災害放送局の設置につきまして、その開設訓練の実施委託料として99万4,000円を計上いたしました。2款予備費は前年同額でございます。諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算の説明は以上でございます。

これで、消防関係を除きます議案につきまして補足説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**竹村安弘議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 私から、議案第10号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について説明を申し上げます。予算書108ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出の総額をそれぞれ23億4,935万円と定めるものでございます。

次に、予算の内容につきまして事項別明細書により説明を申し上げます。113ページをお願いいたします。歳入の総括ですが、七つの款の歳入合計は23億4,935万円で、前年度比1億676万7,000円、4.8%の増となっております。115ページをお願いいたします。歳出の総括ですが、三つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特定財源は8,706万8,000円となります。

117ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。1款分担金及び負担金1項1目負担金は22億3,876万8,000円を計上し、前年度比1億502万1,000円、4.9%の増となりました。1節消防費負担金は19億9,158万5,000円の計上で、前年度比2,845万9,000円の増でございます。2節公債費負担金は1億8,931万6,000円の計上で、前年度比7,566万1,000円の増です。3節その他負担金は5,786万7,000円の計上で、前年度比90万1,000円の増でございます。これは高速自動車国道支弁金及び退職手当特別負担金でございます。

2款使用料及び手数料1項1目消防手数料は200万円の計上で、前年度と同額です。これは危

険物許認可等、前年度実績を勘案し計上しております。

3款国庫支出金1項1目消防費国庫補助金は1,000円の計上で、前年度と同額です。

4款県支出金1項1目県委託金は8万9,000円の計上で、前年度と同額です。これは県からの移譲事務に基づく特例処理事務交付金でございまして、前年度の処理実績を勘案し計上しております。

5款繰越金は8,138万1,000円の計上で、前年度比41万4,000円の減でございます。

6款諸収入1項1目預金利子は1,000円の計上です。2項1目雑入は21万円の計上で、前年度比6万円の増でございます。収入の主なものは防火管理講習会の受講料でございます。

119ページをお願いいたします。7款連合債1項1目消防債は2,690万円の計上で、前年度比210万円の増です。これは高規格救急自動車整備に係る消防施設整備事業債でございます。

121ページをお願いいたします。ここから歳出の内訳となります。1款消防費1項1目一般管理費は19億3,825万3,000円の計上で、前年度比254万8,000円の減です。これは職員の人件費、研修費等の職員管理に係る経費について計上しており、長野県消防学校の入校に係る経費が減となっているものでございます。

同款2項1目常備消防費は1億7,890万2,000円の計上で、前年度比3,422万円の増です。増の主な内容は、消防指令システム及び消防救急デジタル無線の瑕疵担保期間の満了に伴う保守管理業務委託料の増でございます。

123ページをお願いいたします。1款2項2目消防施設費は4,087万9,000円の計上で、前年度比56万6,000円の減です。これは各種工事請負費の減でございます。

125ページをお願いいたします。2款公債費でございます。1項消防本部公債費は1億5,396万8,000円の計上で、前年度比8,809万5,000円の増です。これは消防指令センター及び消防救急デジタル無線整備に係る経費のうち、平成26年度借り上げ分が据え置き期間を終了したため、平成29年度から元金の償還が開始となるための増でございます。以下、各署公債費をお示ししてございますので、ごらんいただき、説明は省略させていただきます。

127ページ、3款予備費でございますが、前年度と同額計上となっております。

129ページから135ページまでの給与費明細書及び136ページ地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、所定の書式により調製してありますので、説明は省略させていただきます。

137ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳ですが、関係市町村の負担金を掲載してありますので、ごらんいただきたいと思います。

議案第10号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算の説明は以上でございます。よろしく御審議いただきたいと思います。

**竹村安弘議長** これより議案第1号から議案第11号までの11議案について順次質疑を行います。

まず、議案第1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて質疑はありませんか。望月克治議員。

**8 番望月克治議員** 広域計画のですね、別紙の中のことでお聞きしたいと思いますが、ページでいいますと16ページ、消防についてお聞きします。現状と課題の中の5行目に大規模災害に対応できる出動体制を構築ということが書かれています。糸魚川の大火もありました。こういった体制を考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

また、次のページ、17ページの今後の方針と施策の2点目には、防災拠点である施設整備と書かれています。これも内容をお聞かせいただきたいと思います。

次に19ページ、ごみ処理の広域計画についてお聞きします。現状と課題のところの2行目に、ごみの分別収集方法の統一や家庭ごみの有料化というようなことが書かれています。ごみの分別収集の統一というのは、こういった方向で検討しているのか。また、ごみの有料化ですね、こちらを進めていくということなのか。大事なことはごみの減量であると思うのですが、こういった見地でこうした文言が書かれているのかをお聞かせください。

**竹村安弘議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。16ページの現状と課題、大規模災害に対応できる出動体制の構築というところでございますが、ただいま議員からも話がありましたように糸魚川大火、それとか今年度は熊本県の地震もございました。そのような特別な災害といえますか大規模な災害に対しまして、現在の諏訪広域消防の体制は一元化により、ある程度整備されておるところなんです。さらに諏訪広域消防だけでは対応できない大規模な災害もございます。そうしたときには現在も県の相互消防応援協定、または緊急消防援助隊等もございますが、広域消防といたしましても、こういった体制、考え方、また組織内の動き等をそこら辺も考慮して体制を考えていきたいと、そういう現状と課題があるものでございます。

続きまして、17ページの今後の方針と施策、防災拠点である施設の整備の充実を図りますというところでございますが、消防本部はおかげさまで平成26年度、平成27年度、新築していただきました。しかし、広域消防の中の消防署、また分署等は築年から年数がたっている建物もございます。そこら辺を長期計画に基づきまして整備し、防災拠点である建物でございますので、大規模な地震等も想定される中で、どのようにこれから計画的に整備していくか、そのようなところも挙げさせていただいたところでございますので、よろしくお願いたします。

**竹村安弘議長** 事務局長。

**宮坂茂樹事務局長** ただいまの御質問、ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関することという項目の御質問かと思えます。議員御存じのとおりですね、現在ごみ処理関係につきましては湖周と諏訪南、この二つの行政組合でそれぞれが事務事業を進めているところでございます。ただ、以前は当然これは一つの煙突ということを目標として、広域の中でも取り組んでいたところでございます。

ただ、現状ではこういった形で二つに分かれて進めておりますので、それぞれの構成市町村の中で、それぞれのごみ処理計画といったものがつくられているものと考えております。

ただ、ごみの減量化であるとか省資源化、そういったものについては当然同じ歩調を歩んでいか

なければなりませんので、広域連合としてもですね、その間の連携をとるだとか、またPRが必要であれば、広域連合としてもPRをしてまいりたいということでございます。ですので、細かい分別の中身だとか細かい省資源化の施策については、広域連合としては直接タッチを現在はしておりません。以上でございます。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。望月克治議員。

**8番望月克治議員** 消防のことはわかりました。ごみのことも広域が音頭をとってやっていくということではないということを確認させていただきたいと思います。

もう1点だけお聞きしたいんですが、その下ですね、ごみのことですが、19ページ下から2行目に災害廃棄物のストックヤードを検討するというふうに書かれているのですが、私も不勉強でいけないのですが、どういったものなのか、実例がどこかであるなら教えていただけますでしょうか。

**竹村安弘議長** 事務局長。

**宮坂茂樹事務局長** 災害廃棄物のストックヤードの検討ということでございますけれども、今まで経過の中では特段まだ検討を進めておる段階にはございません。ただ、例えば東日本大震災等々大きな災害のときにはかなり大量の廃棄物、いわゆる災害に生じて出てくる廃棄物というものは相当ございます。そういったものの対応というのもございますので、広域連合としても、そういった研究を今後は進めていかなければならないと、そのように考えております。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。浜幸平議員。

**15番浜幸平議員** 15番の浜です。ページで22ページになるかと思えますけれども、13番の行政情報システムの関係の現状と課題の下の段、平成27年度の共同化による削減効果が5,930万円というようなことでそこに出ています、この内容につきましてちょっと説明をお願いしますでしょうか。

**竹村安弘議長** 情報政策課長。

**永田賢二情報政策課長** 9システムでございまして、6市町村で共同しなくて単独に入れた場合と、共同で入れた場合の削減効果という形になります。主な内容でございますけれども、資料編の44ページにございますが、済みません、資料につきましては前回お配りしてあるということでございます。主なものでいきますと、DVオプションの導入でありますとか、共済標準報酬制度に係る給与システムの改修でありますとか、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修等のシステムを共同で導入いたしました効果の削減ということでございます。

**竹村安弘議長** 浜幸平議員。

**15番浜幸平議員** 1月に全協で資料等がありまして、素案の説明があったんですが、その素案のほうは、平成23年度から平成27年度までの削減効果ということで5,930万円という表記がありますが、ここに出ているのは平成27年度の単年度の分でしょうか。

**竹村安弘議長** 情報政策課長。

**永田賢二情報政策課長** 内容について精査をさせていただきまして、22ページに出しておりますのは平成27年度の単年度の9システムの削減効果でございます。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第2号 諏訪広域連合公の施設の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番、今井秀実です。説明でもあったんですが、確認で。地域密着型の通所介護の部分が、平成28年度から諏訪広域が許認可権を持ってという形になって対応してきていて、それがこれまでは国の省令に基づいて基準の運用をやっていたけれど、ここで条例のほうを諏訪広域としてしっかり国の省令と同じものを移しかえた形で整備していくということで、現状ということというのと特に変わりはないという理解でよいのか、ちょっとそこだけ確認でお願いしたいと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** 今お話ありましたように、地域密着型サービスに通所介護が小規模通所介護ということで18人以下のものが加わることになります。その地域密着の介護サービスと予防サービス、二つの条例基準を作成させていただきましたが、今御質問ありましたように平成28年4月1日から実際に施行はされておりますので、認可等の手続は実施しております。そんな中で、現在使用しています基準は国の省令に基づく基準を使っている認可でありますが、その部分については平成29年3月31日までに条例を作成しなければならないということになっておりますので、基準省令をここでそのまま持ってきて、条例基準とさせていただいたということになります。以上です。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。望月克治議員。

**8番望月克治議員** お願いします。4ページのところなんですが、ちょっと括弧の中に括弧が始まって終わってというので、どこが主文で、どこにかかっているのかと非常にわかりにくい文章になっているので、工夫が必要だなと思うんですけども。まず(3)のですね、1、2、3、4、5行目のところ、「除して得た数が利用者」で括弧になっていますね。この利用者の後は、その1、2、3、4、5、6、7、8行下の、「において同じ。）の数」が15人までの場合にあっては1以上」とかかっているというふうにすると思うのですが、非常に読み取りづらい、もっとわかりやすい形に

できないかというのと、今のところでいくと「除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては」という「数が数が」と括弧を除くとなるので、文言をもう少し整理しておく必要があるのではないかと思いますのが1点。

もう1点が8ページで2点お聞きしたいのですが、第59条の15にですね、「定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救助の訓練をする」という、この定期的というのはどのくらいのスパンを考えているのかということ。

もう1点が第59条の17にですね、運営推進会議のことが書かれています。それぞれにかかわるセンターや地域の職員等々が書かれているんですが、主体者である住民というかな、介護を受ける方々のことが書かれていません。やはりその方々の意見も聞くべきではないかと思うのですが、その辺はどのように考えて、こういうつくりにしてあるのかお聞かせください。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、最初の4ページの3号のところの介護職員の規定を指しているところでありますが、お話しさせていただきましたとおり、国の省令をそのまま持ってきております。実際、括弧がですね、説明または以下省略しての文言としての使い方をしているために、非常にわかりづらいということだと思います。確かにわかりやすく基準を定めるというのが適正ではあるとは思いますが、今後改正が出てきたときに省令どおりに作成しておきませんと、考え方といいますか基準の考え方がずれてしまうこともありますので、大変非常にわかりにくく恐縮なんですけど、省令どおりの文言で規定をさせていただければというふうに考えているのが1点であります。

続いて8ページ、非常災害対応、第59条の15の定期的な避難、救出、その他必要な訓練でありますけど、最低年1回はお願いをしたいなというふうに考えておりますが、各事業所、春、秋2回くらい実際の訓練をしているところがございます。実際、その会社の運営規程の中で、どのくらい、いつ実施するかを定めておりますし、その後の第59条の17でお話がありましたように、運営推進会議の中でも防災対応についての検討項目が出てまいりますので、その中で避難実績を決めているというのが災害の対策の中の定期的というところになるかと思います。

最後に、同じ第59条の17、地域との連携等でありますけど、今お話がありましたように、地域の住民や行政関係の職員に加えまして、ここにありますとおり利用者及び利用者の家族も運営推進会議には参加をいただいております。利用者は非常に介護度の状況によっては御家族をお願いして参加いただいているというのが実際の運営推進会議でありますので、利用者の声、また利用者の御家族から運営について、サービスについての御意見をいただいているという内容であります。以上であります。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第5号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算(第1号)について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第6号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番、今井秀実です。ページで11ページ、12ページですが、一つは2款の保険給付費、総額で8億円の減額ということで、内訳的には居宅介護サービスで5億円、施設介護サービスで3億円の減額ということで、対予算比ではありますが、合計8億円の給付費の減というのは非常に何か大き過ぎて、受けられるサービスを受けられていないんじゃないかというような心配にまでつながる大きな数字ですが、その辺どんな内容かということが一つです。

もう一つ、4款の基金積立金、介護給付費準備基金積立金2億2,031万2,000円ですかね、これによって基金の現在高というのがどうなるかという2点についてお聞きしたいと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、1点目の給付費の減額の補正の部分であります、議員お話ありましたように給付費全体からの割合というところでも、8億円という数字が非常に大きいなということではありますが、基本的にこの減額が生じてきているのは、平成27年度の制度改正において、報酬減額が強く出た部分がやはり給付が伸びていない部分になるかと思えます。

昨年も施設サービスで減額補正をお願いしたわけではありますが、2年目ではありますが、やはり大きな減額となった居宅の部分、特に通所・訪問の関係が非常に報酬減額の大きい数字でありました。その部分が2年目に強く出てきたということで、大きな金額の補正減をお願いするということがあります。また、施設サービスのほうについては、昨年よりも約1億円減額をお願いして3億円ということではありますが、やはり特養、老健の部分のこれは何でしょう、法人が抱えている基金等の状況もあって、かなりの金額が減額されたという影響が強く出ておりますので、やはり同様に減額をさせていただいたというのが分析の内容ということになるかと思えます。

また、2点目の基金の積み立ての部分ではありますが、平成27年から平成28年へ繰り越したのが約6億円ほどございます。それに今回、約2億円を加えまして、あと当初予算で取り崩しを当初しておりますので、それを差し引きまして約7億8,000万円くらいの基金残の見込みを立てていると、そんな状況であります。以上です。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 基金残高7億8,000万円という部分はわかりました。それで、保険給付費の減が介護報酬の削減の影響が2年目に強く出たということですが、予算を組み立てている時点から比較しても、この8億円の差が出るほど予想困難な影響であったのか、その辺についてもちょっとお伺いしたいと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** 平成28年度の当初予算の策定につきましては、3年計画であります介護保険事業計画で策定しました給付費をもとに予算計上させていただきました。平成27年度決算を見ますと、かなり落ち込んでいる状況も見受けられましたが、平成28年度当初は事業計画予算で組み立てをさせていただいた、そんな状況でございます。以上です。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第7号 平成29年度諏訪広域連合一般会計予算について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第8号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算について質疑はありますか。今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番、今井秀実です。全体の状況をお聞きしたいんですが、施設利用者が約130名というような感じではなかったかと思うんですが、44ページの歳出の給料みたいところで見させていただくと、25名の正規職員、それから非常勤職員の報酬で先ほど13人分と言われたかなと思いますが、そういうスタッフで十分対応できているのか。というのは、具体的には生活保護のルールに基づく施設ではあるけれど、障がいを持っている方、しかも高齢の方が多い、介護の世話になっていく方々もいて、そこへの対応も必要ということで非常に以前と比べると大変な状況になっていて、そういう現状を踏まえての来年度予算かと思いますが、その辺、現状と課題というような部分を教えていただきたいと思います。

**竹村安弘議長** 八ヶ岳寮寮長。

**田村茂正八ヶ岳寮寮長** お答えいたします。八ヶ岳寮の職員定数でありますけれども、国のほうの基準がありまして、利用者5.4人につきまして職員が1名という基準があります。八ヶ岳寮では、その計算からいきますと29名の職員配置でありますけれども、今、議員のおっしゃったように介護度が必要な方もふえてきておりまして、そこで職員の加配を申請して認められております。

また、その内容でありますけれども、介護職員の加算として3名加算、また看護師の加算としまして1名の加算というような内容で、職員のほうの増員をしまして支援、介助に当たっております。以上であります。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 今、職員数についてお答えいただきましたが、基準でいけば29人ということですが、正規職員だけで見ると25人ですが、それを報酬の職員、嘱託ということだろうと思いますが、13名などで合計して38名みたいな単純なちょっと計算をしてみたんですが、それで加配もつけてということで、お聞きしたいのは現状の利用者の障がいがあり高齢化も進んでいる、それらの方々に対する対応として、人数的なことそうなんですが、日々の御苦労みたいな部分も踏まえて予算全体、組まれているんだろうなと思うんですが、ちょっとその辺についてももう少しお聞きできればと思います。

**竹村安弘議長** 八ヶ岳寮寮長。

**田村茂正八ヶ岳寮寮長** お答えいたします。今現在なんですけれども、八ヶ岳寮の支援内容としまして、介護を必要とする方のグループと自立支援を必要とするグループの2グループにおきまして支援をしております。一人一人の状態を見きわめながらグループを編成しまして、その方に寄り

添った支援ができるようにやっております。以上であります。

**竹村安弘議長** ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第9号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番、今井秀実です。これも数点お伺いしたいと思うんですが、ページでいって、歳出でちょっと注目しているのが78ページで、76ページから見たほうがいいのか、76ページで介護サービス等諸費の内訳で居宅介護サービスが前年比で6億円ほど減っている。それから、ページをめくって第3目になるのかな、地域密着型介護サービスは11億円、前年よりも多くなっている。5目施設介護サービス給付費が前年比2億円少なくなっているということで、この辺かなり地域密着というのがふえてきているというのは数字的にはわかるんですが、どんな現状になっているのかちょっと教えていただきたいと思います。

それから、80ページにある2款2項ですか、下のほうですが、介護予防サービス等諸費が1億5,900万円ほど前年より少ないというのは、いわゆる要支援1・2の方々、軽度の方々に対する保険本体から外していくという対応で出ている減額というか、前年比が減っているということだろうと思いますが、ページをめくって90ページの地域支援事業費のうちの1項ですか、介護予防・生活支援サービス事業費等、前年比は全くなかったものが新たにというのは、これはまさに新しい総合事業が始まっていくという関係性かと思うんですが、いずれにしても要支援1・2の方々に対する支援が保険本体から外れていくということは、非常に大きな影響が予想されるという部分ですが、本当に大丈夫なのかという、この間もこの一般質問等で何度も質問させていただいておりますが、予算がスタートするのにあわせて改めてお聞きしたいと思います。

もう一つ、ページで言えば、ちょっと戻りますが、75ページにこれは1款1項1目一般管理費の中の事業計画策定費662万円ということで、いよいよ第7期の事業計画をつくる年度ということなので、かなりこれは重要な部分かと思うんですが、とりわけ利用者の意向というか実態把握及び事業者の実態把握などの対応が非常に重要な部分になってくるかと思うんですが、その辺どんな予定がされているかについてお伺いしたいと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、1点目の予算の中ではありますが、給付の関係であります。居宅の部分、また地域密着、そして施設というお話をいただきました。内容につきましては、先ほど御質問をいただいたとおり、やはり実績が居宅のほうと施設については給付見込みかを勘案しまして今回の予算の組み立てをさせていただいたという内容であります。給付実績が伸びてこないというのが実際のところであります。

また、地域密着型のサービスにつきましては、特に小規模多機能をこの事業計画の中でもかなり進めてまいっておりますので、また地域密着の関係では特養なんかも地域密着に転換をしてきている、そんなところがあるかと思っております。そんなことで、地域密着のほうはかなりの伸びが実績と

して出てきているということと、あと居宅と施設のほうは、やはり給付の減額の関係での伸びが実績として出ていない、そんな状況が予算化をさせていただいた内容ということになります。

また、2点目であります、80ページで予防給付のほうが減額をされています。また、90ページへ行きまして、一般的に呼ばれている新しい総合事業が新設をされてきているということで、お話いただいたとおり予防給付のほうから通所と訪問、あと予防のケアマネジメントの部分新しい総合事業のほうに移行をさせていただいてあるということでもあります。

初年度でありますので徐々に移行をしていく、そんな状況であります、まだ予防サービスとしてリハビリとかあと福祉用具、住宅改修等は残りますので、予防サービス全体の約半分を新しい総合事業に移行させていただいたという予算となっております。また、地域支援事業全体では充実分の先ほど出てまいりました医療・介護連携等が新たに加わっていますので、地域支援事業全体とすると3億4,660万6,000円という増となっている、そんな内訳でございます。

また、次の75ページの事業計画策定の関係であります、平成29年度は第7期介護保険事業計画の策定年ということになります。今度の事業計画は医療・介護一体型計画という方針が国のほうから示されております。そんな中で、利用者また事業所の把握であります、この平成28年度で利用者については実態調査をかけてあります。実際は1月に実態調査の調査票を回収させていただいて、現在分析中という状況であります。また平成29年度では、お話ありました事業所の意向調査、またケアマネの意向調査等も実施をしてみたいと、そんなふうを考えております。以上です。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第10号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について質疑はありませんか。望月克治議員。

**8番望月克治議員** お願いします。122ページのところです、一般管理費の中の旅費に研修旅費というのが133万8,000円盛られています。どういった研修なのかお聞かせいただけますか。

**竹村安弘議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** この研修旅費は、主に長野県消防学校に初任科生として来年度採用する3人の職員の旅費でございます。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第11号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第1号、議案第2号、議案第7号のうち所管部分、議案第10号及び議案第11号を。

福祉環境委員会に、議案第3号から議案第6号、議案第7号のうち所管部分、議案第8号及び議案第9号をそれぞれ付託いたします。

---

**竹村安弘議長** 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

**竹村安弘議長** 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 3時27分

## 平成29年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

平成29年3月30日（木）

午前10時00分 開議

### ○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて
- 日程第 3 議案第 2号 諏訪広域連合公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 6号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 7号 平成29年度諏訪広域連合一般会計予算
- 日程第 9 議案第 8号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 日程第10 議案第 9号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- | 日程第 | 1  | 一般質問  | ページ | ページ         |
|-----|----|-------|-----|-------------|
|     | 1番 | 望月克治… | 41  | 2番 今井秀実… 47 |
|     | 3番 | 井上登…  | 53  |             |

### 日程第 2～日程第12

議案第1号から議案第11号まで11件一括議題

議案第1号、議案第2号、議案第7号のうち所管部分、議案第10号及び議案第11号 総務消防委員長報告

議案第3号から議案第6号、議案第7号のうち所管部分、議案第8号及び議案第9号 福祉環境委員長報告

議案第1号から議案第11号まで11件各質疑、討論、採決

閉 会

〇出席議員（22名）

議席		議席	
1番	中村 奎司	2番	河西 猛
3番	小池 忠弘	4番	織田 昭雄
5番	加々見 保樹	6番	伊藤 玲子
7番	樋口 敏之	8番	望月 克治
9番	小池 賢保	10番	小松 一平
11番	竹村 安弘	12番	今井 秀実
13番	遠藤 真弓	14番	八木 敏郎
15番	浜 幸平	16番	小池 和男
17番	小平 雅彦	18番	井上 登
19番	近藤 一美	20番	宮下 和昭
21番	吉澤 美樹郎	22番	奥野 清

〇欠席議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	金子 ゆかり	副広域連合長	今井 竜五
副広域連合長	柳平 千代一	副広域連合長	青木 悟
副広域連合長	小林 一彦	副広域連合長	五味 武雄
監査委員	樋口 繁次	事務局長	宮坂 茂樹
会計管理者	木島 清彦	企画総務課長	林 直典
情報政策課長	永田 賢二	介護保険課長	原田 初秋
八ヶ岳寮寮長	田村 茂正	消防長	宮坂 浩一
消防次長兼総務課長	五味 清司	岡谷市広域担当課長	岡本 典幸
諏訪市広域担当課長	前田 孝之	茅野市広域担当課長	小平 雅文
下諏訪町広域担当課長	山田 英明	富士見町広域担当課長	植松 佳光
原村広域担当課長	折井 為彦		

〇職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長	松崎 寛	企画総務課総務係長	国枝 准也
書記	武居 靖彦		

平成29年3月30日(木)

## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 (2-2)

開議 午前10時00分

閉会 午後 0時13分

(傍聴者 なし)

開 議 午前10時00分

**竹村安弘議長** おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに前に先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。

#### ○日程第 1

##### 一般質問

**竹村安弘議長** 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。望月克治議員。

**8番望月克治議員** おはようございます。8番、日本共産党の望月克治です。一般質問を行います。

初めに、大火災時の消防力についてお聞きします。昨年12月22日に発生した新潟県糸魚川市のような大火が発生した場合、広域消防の消防力のみでは対応ができないと考えます。地域消防団の協力はもちろん、県内外からの応援も必要になると考えます。広域計画の中でも大規模災害に対応できる出動体制の構築として書き込まれています。国では消防庁が糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会を立ち上げ、1月27日を皮切りに現在までに4回開催されています。直近の3月24日の資料3には、糸魚川火災を踏まえた応援体制のあり方に管轄消防団の活用とされて、消防団員の連絡・参集体制確保が記載されています。前例のような大火災や大震災時の消防体制はどうなっているのかお答えください。

次に、介護保険制度についてお聞きします。制度が始まって17年がたちます。この間に介護費用は3.6兆円から10.4兆円と約3倍になっています。保険料は全国平均で2,911円から5,514円と倍加しています。年金という決められたお金で暮らす高齢者には保険料が上がることは、そのまま生活の切り詰めに繋がります。保険料は40歳以上の方から徴収されています。負担は確実にふえています。しかし、制度が改定されるたびに使えないという声が強まっています。2000年の制度開始時は核家族化や介護者の高齢化によって負担が重くなるので、社会的に支えていこうという発想で始まった制度です。現在、政府は1億総活躍社会を目指しています。介護離

職をなくすことも目標の一つとしています。導入時の発想と合致するものと思います。

しかし、現実には制度あって介護なしと言われる。2000年に始まった制度は2005年には介護予防に重点を移します。食費等の自己負担も導入されました。2011年には地域包括ケアを推進し、地域力を求め出しました。2014年には一定収入がある方の自己負担をふやしましたし、さらに収入の算定方法を変更して負担をふやしています。特養の入所条件も絞り込み、原則要介護3以上になりました。

これらの結果、特養への道を阻まれて老健施設にもいられなくなり、家庭に帰らざるを得ない方も出てきています。補足給付が受けられなくなり、自己負担額が急増して特養にいることも難しいという声も聞かれます。事業者の目で見ても、制度開始時の報酬が17年たった今、その報酬に届いていないのが現状です。支える側の事業者も立ち行かなくなっている現状があります。介護保険制度そのものが破綻寸前と言えないでしょうか。抜本的な改革が必要だと思いますが、どのように介護保険制度の将来を見ているのかお聞かせください。

**竹村安弘議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** おはようございます。望月克治議員の御質問にお答え申し上げます。

平成28年12月22日、新潟県糸魚川市において発生した火災は負傷者17名、焼損棟数147棟、焼失面積は約4万平方メートルに及ぶ大火となりました。総務省消防庁の発表によりますと、原因は中華料理店の大型こんろの消し忘れとされ、木造家屋の密集地だったことに加え、最大風速は秒速13.9メートル、最高瞬間風速は秒速27.2メートルという大変強い風が長時間吹いていたことにより延焼が拡大し、鎮火までに約30時間を要しました。新潟県では管轄の糸魚川市消防本部のほか、佐渡市消防本部を除く県内全ての消防本部が出動するとともに、隣接する小谷村を管轄する長野県の北アルプス広域消防本部、黒部市を管轄する富山県の新川地域消防本部についても、それぞれの応援協定に基づき出動し現場活動を行いました。近年まれに見る大火となり、被災された皆様には謹んでお見舞いを申し上げます。

さて、諏訪広域消防本部は圏域住民のさらなる安全確保と消防力強化のため、これまでの組織体制を見直し、より強固な組織力を構築し、昨年度から新体制でスタートいたしました。一元化後、定期的に課題を抽出し、改善すべきは即時改善するなど、一元化のメリットを最大限に発揮すべく取り組んでいるところでございます。新しい出動体制につきましては、災害の種別ごとに出動計画を定め、市町村の境を越え複数の消防署から必要な部隊を現場に投入し災害対応しております。

糸魚川市で発生した火災を現在の諏訪広域消防本部の出動体制に照らし合わせてみますと、まず通常の火災の場合、第1出動隊として消火隊3隊、指揮隊1隊、救助隊1隊、救急隊1隊の合計6隊の消防隊が火災現場に集結し現場活動を行います。災害の規模が拡大するおそれがあり、先着の消防隊のみでは対応困難と思われる場合は、指揮隊の指示により部隊の増強を行います。消防指令センターでは待機しているそのほかの消防署で出動可能な部隊を瞬時に判断し、特命出動として出動指令を発令いたします。あわせて諏訪広域消防防規程及び諏訪広域消防職員非常招集要綱に基づき、非直、週休の職員を非常招集し、残存する消防車両を活用し、諏訪広域消防の消防力の全

てを結集して災害に対応いたします。

さらに、消防本部に消防長を本部長とする警防本部を設置するとともに、隣接する松本広域消防局、上田地域広域連合消防本部、佐久広域連合消防本部、上伊那広域消防本部に対し、長野県消防相互応援協定に基づく応援隊の出動を要請いたします。県内消防本部への応援要請は隣接消防本部へ行う第1要請、南信地域の消防本部へ行う第2要請、そのほか県内全ての消防本部へ行う第3要請と段階的に行われ、災害規模によりさらに必要と認めたときは、国・県に対し県外の消防本部で構成される緊急消防援助隊の出動を要請してまいります。

管轄の消防団につきましては、初動から諏訪広域消防が設置する現場指揮本部に参画し、相互に協力して現場活動を行います。地域の防災力のかなめである消防団の力は災害の規模にかかわらず、消防活動において必要不可欠な存在です。県内外からの応援部隊を要請した際、あらゆる場面で消防団との連携は大変重要なものとなりますので、諏訪広域消防といたしましては、本年度、管内全消防団と実施いたしました合同訓練を来年度以降も継続して実施し、引き続き連携強化に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 望月克治議員の御質問にお答え申し上げます。

介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、できる限り自立した日常生活を営み、人生の最期まで人間としての尊厳を全うできるよう、介護を必要とする人を社会全体で支え合う制度であります。平成12年4月に介護保険制度が始まって以来、在宅サービスを中心に利用が急速に進んでおりますが、今後も介護を必要とする高齢者や認知症高齢者が一層増加すると見込まれております。介護に関する福祉サービスは公的機関のほか、株式会社やNPOなど多様な事業者の参入促進が図られており、利用者がみずからの選択に基づきサービスを利用することができております。また、医療との連携も図られ、介護に関する福祉サービスと保健医療サービスが総合的、効率的に提供される仕組みとなりました。

介護保険制度が将来にわたって社会全体で支え合い、安定的な運営を確保しながら、介護、医療、住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図るための順次見直しが行われてきているところであります。今国会で審議されております介護保険法の改正では、地域共生社会の実現に向けて福祉分野の社会福祉、介護保険、障がい者福祉、児童福祉の複合した地域生活課題を解決するための体制整備が盛り込まれております。広域連合といたしましては、地域共生社会の実現に向けて、医療と介護の連携に加え、福祉分野との共通課題も踏まえて次期介護保険事業計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

**竹村安弘議長** 望月克治議員。

**8番望月克治議員** 再質問させていただきます。まず消防についてですけれども、今丁寧に説明をしていただきました。通常るときではなく、大災害や大火災のときを中心にお答えいただければと思います。国でやっている糸魚川市の火災を受けた検討会議では、都道府県やほかのところに応援要請を出すのに時間がかかって対応がなくなるということで、そういったことまでね、丁寧に今

話し合われていると思っています。

そういったことも含めて、広域でも検討していただきたいのですけれども、地域消防団について、今連携をとって訓練等しているということをお話しいただきましたが、他の消防本部ですとかね、大災害になると他府県からも応援が来ると思います。そうしたときに、ふなれなところに来て活動しなければいけないということになると思います。そうすると、消火栓がどこにあるとかね、水をどこから持ってくるのかということが非常に重要になってくると思います。そうしたときに力をお借りしたいのが地域の消防団だと考えています。こうした発想のもとでの地元消防団との連携調整、要は地元消防団が諏訪広域消防ではなく、他から来た方々とどう連携、協力をしていくかということころまでを含めて調整はされているのかどうか教えてください。

また、日常的に消防団との連携は今とられているということでしたが、そういったいざというときの他府県の方とのやりとりも含めてやっているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に介護保険についてですけれども、今、連合長にお答えいただいたように非常にいいことがいっぱい検討されていますよね。お題目はいいものが並んでいて、私なんか小規模多機能とか、まさに地域の身近で、同じ人がデイサービスでも夜でもサービスをしてくれると非常に安心感があっていいのですが、ただ小規模多機能などもなかなか施設がふえない。これは介護報酬やいろんな制度の問題点があるから、そういう状況が出てきていると思います。

そうした実態を少し検討したいと思うんですけれども、平成25年の国民生活基礎調査というものがあありますが、それによりますと核家族化率や高齢者世帯率は上がっているんですね。平成27年のデータによりますと、65歳以上の方がいる世帯のうち26%が単独世帯です。また、31%が夫婦のみの世帯ということになり、合わせると57%の世帯が高齢者だけで暮らしているということになります。

さきの今の調査の概要から見ますと、自宅で介護をされている方の負担というのを読み解けます。そこを見ると、ほとんど終日介護の必要性があるというふうにおっしゃっている介護者の割合が、2004年には21%でしたが、2013年度には25%とふえています。介護制度が改善されてよくなっているのであれば、自宅で常に介護しなければいけないという、そういう切迫した状態にある方は減るのが当然だと思いますが、現実にはふえているということです。家族介護から社会的介護をうたい文句としていたにもかかわらず、家族の負担はふえているということです。

広域の介護保険の事業運営状況という、こういう冊子ですね。この冊子ですけれども、これの巻末についている状況というデータの資料がありますが、これを見ますと最新の平成26年度では、そこを見ると居宅支援限度額比率という数値が載っています。支給限度額に対してどのくらい介護サービスを利用しているかというその率を示すものだと思いますが、最新の平成26年度では広域全体で44.6%となっています。

お願いして過去のデータを出していただきました。平成27年度からの数値が残っているということで、見てみますと当初は46.2%です。今よりちょっといいですね。その後、上がり下がりがあって、最高が平成22年度の47.4%です。ということは使えるサービスの限度額の半分以

下しか現実には平均的に利用していないということになります。全国で見ても、この比率は同じような感じになっています。

さらに要介護度別にこの利用率を見ていくと、利用限度額に対して支給額で見るとは、全国の平均でいくと、要支援1の方の中では限度額5万3000円に対して受給額は1万9,695円、39%、要支援2では34%、要介護1は42%、要介護2は50%、要介護3が55%、要介護4が58%と。最も重度の要介護5では61%となっています。介護度が重いほど利用率が上がっていくということですね。

しかし、そこには必ず自己負担がついてきます。それゆえに利用ができない状況を生んでいるのではないのでしょうか。サービスの内容も身体的なものも多く、認知症に対するサービスは薄い気がします。認定自体が身体的な基準が多く、また認知症は判断が非常に難しいとお聞きしますが、実際にはそこが一番大事な気がします。身体的に自由がきかなくなれば、徘徊というものもなくなりますが、元気なときは徘徊というものが頻繁に起こります。家族は常に見守らなければいけない状況になります。何年か前に徘徊をして電車の線路に入って事故を起こして、その賠償を家族が何百万だったか、すごい額を求められたということがありましたね。そういうことを考えると、やっぱり常に見ていなければいけないということになると思います。

重度化する前に、また専門的な知識を持つサービスを、そういう人が介護者を支えることで重症化するのを支えるということが必要だと思っています。そう考えていくと、それぞれの自治体が、国がお題目だけ並べていいことを言っているのではなく、住民に見合った、実情に合わせた制度運営をしていく必要があると思うのですが、この点はどう考えているかお聞かせください。

**竹村安弘議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 災害時における応援隊を想定した地元消防団との連携や調整について、また日常的な消防団との連携についてという御質問でございますが、大規模災害または特殊災害が発生した場合は、諏訪広域消防本部が策定いたしました受援計画というものに基づきまして、情報収集体制の強化及び関係機関との情報共有を図るため、消防本部に警防本部というものを設置いたします。

警防本部では長野県消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の出動要請の必要性について直ちに協議し、応援部隊の出動が決定したときは警防本部内に受援本部というものを設置いたします。受援本部では長野県、市町村、その他関係機関との連絡調整を行いながら、応援部隊の活動場所、進出拠点等を設定し、到達ルートを各部隊へ指定するとともに、各拠点には誘導班として消防職員を配置し、応援部隊への情報伝達を行うことになっております。誘導班には応援部隊に被害状況及び活動場所等を伝達する任務がありますが、その要員について管内の現場活動により消防職員の配置が困難な場合は消防団員の派遣を要請し、応援部隊への情報伝達の任務を担っていただくことになっております。

総務省消防庁の示す緊急消防援助隊運用要綱では、応援部隊が効果的な活動を実施するため、道路状況や住家位置等の情報収集においては地元消防団と緊密に連携するものとされておりまして、これまでの緊急消防援助隊の活動におきましても、県外の応援部隊と地元の消防団が連携、協力し

て現場活動を行ったという事例も多数報告されているところでございます。

いずれにいたしましても、地域の実情を十分に把握している消防団は、地域防災の中核的存在として大変重要な組織でございますので、今後も連携をさらに強化し、圏域住民の安全確保に努めていきたいと考えているところでございます。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、介護保険の御質問にお答えしたいと思います。基本的には法に基づく介護保険制度でございますので、法の制度に沿って進めていかなければいけないということが実情であります。今お話ありましたように、やはり保険者としては地域住民のニーズに応じていく、それが責務だと考えています。実際に一人一人やはり介護ニーズも多様でありますので、そのニーズにできるだけ応えられる、それが実際にはケアプランという中で、その人に合ったサービスが組み立てられるということになります。その部分については、丁寧にその人の実情を確認しながら、その人に合ったサービスを他の制度と組み合わせて支えていく、そんな方向で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

**竹村安弘議長** 望月克治議員。

**8番望月克治議員** 最後になりますが、お答えいただいたように消防団というのは地域の防災のかなめなので、これからも連携を強めていただきたいと思います。最後にお聞きしますが、広域では今回の質問のきっかけとなった糸魚川市の大火ですね、これを視察に行かれたんでしょうか。現場を見て学ぶことは非常に大きいと考えています。支援にね、応援に行くことも大事ですけれども、現場を見て災害の状況を認知し、どうあるべきかというのをその場で考えることが一番有効であると思いますので、もし行っていないなら直接学ぶ機会をつくっていただきたいと思います。

次に介護保険ですけれども、来年度から総合事業が始まります。どうなっていくのか明確な形というのは見えてきませんよね。介護保険制度の始まりも同様でした。走りながら進めていくと言っていました。お話ししてきたような現状です。同じことを繰り返さないために住民の現状を丁寧にすくい上げて、現在サービスを利用していない方、こうした方々もなぜ利用しないのかも含めて、より住民の生活を支えられる、そうした制度にさせていただくための何か考えをお持ちでしたらお聞かせください。

**竹村安弘議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 糸魚川市の大火の現場に職員はまだ派遣しておりません。議員おっしゃるとおり実際に現場を見ると本当に得るものは大きいと思います。新聞、テレビ等では映らない、気がつかないようなところも実際に見ると本当に消防として、こういうところも気をつけなければいけないと思うところも大変多いかと思います。ただ、災害のすぐ後というのは復旧、復興、それと今回非常に規模が大きかったものですから、それぞれのお住まいの方々等も大変気を病んでいることと思っております。災害のすぐ後はそういう方々にも御迷惑をおかけする可能性もございますので、また時間を置きまして、全部きれいになる前といいますか、整備される前にはぜひ行きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、介護のほうの御質問にお答えしたいと思います。今お話しいただきましたように、来年度から新しい総合事業が始まってまいります。当然、国の基本的なパッケージから市町村の創意工夫によってサービスを提供していく、そんなことにシフトをするわけですが、お話ありましたように初めての事業を6市町村とも一緒に進めていくわけでありまして、非常に不安な部分もありますが、実際に事業を進めている市町村の事例等を参考にしながら、今までサービスを利用していた方、また新たにサービスを使われる方、そのことについては、実際の窓口となります地域包括支援センターのスタッフによって、お話しいただきましたように、いかに利用者の内容をきちんと捉えてサービスを組み立てる、そこが一番大事になろうかと思っております。

介護保険制度は今また新しい仕組みに向かって法改正が進んでいくわけなんですけど、基本的な介護保険制度ができたときの基本的な枠組みというのは今も変わっていないんだろうなと思っております。そこはきちんと大事にしながら、今御質問いただいたとおり、住民の皆さんに本当に、あつてよかった介護保険制度が今後とも持続できるような部分につきましては、6市町村と連携しながら制度の適正な利用と住民の安心につなげてまいりたいというふうを考えております。以上です。

**竹村安弘議長** 次に、今井秀実議員の質問を許します。今井秀実議員。

**1 2番今井秀実議員** 1 2番、今井秀実です。介護保険について一般質問させていただきます。望月議員の質問と一部重なるところがあるかと思っておりますが、よろしくお願ひします。

(1) 相次ぐ制度改定に伴う被保険者・利用者の抱える課題に対する対応。

介護保険制度は制度発足以来相次ぐ制度改定により、現状では高い保険料を支払っても、いざ必要となったときに利用できないという事態が広がっています。利用料負担の関係でサービス受給を控えたり、断念せざるを得なかったりという事例も多く聞きます。そこで今回は2年前の制度改定の影響を中心に何点か質問させていただきます。

1点目として、高い保険料についてです。諏訪広域でも標準で月額5,000円を超える負担となっています。被保険者はそれだけでも生活を圧迫する要因となり大変であります。どうつかんでいるかお伺ひいたします。

2点目として、特養入所が原則要介護3以上とされたことの影響です。これも深刻な問題であります。どう捉えているか伺ひます。

3点目として、利用料負担を原則1割から一定の所得以上の方は2割としたことの影響についてです。倍の負担という事態は、その影響の大きさから考えて大変心配であります。いかがかお伺ひいたします。

4点目として、低所得の施設入所者に対する食費、居住費の減免、いわゆる補足給付ですが、その圧縮も大変深刻な問題です。どうかお聞きいたします。

5点目としては、制度改定そのものとは少し離れますが、医療と介護の連携についてお聞きいたします。高齢者が何らかの原因で入院し治療を終えた後、入院前と比較して大きく生活力が低下しているということが起きることが間々あります。このようなとき介護との連携がスムーズに進むこ

とは大変大事なことであります。課題など、どう捉えているかお伺いいたします。

(2) 国による大きな制度改定の動き。

国によるさらなる制度改定の動きが進められ、実質的には改悪としか言いようのないものと私は捉えています。今国会で改定、改悪が強行されようとしています。利用料3割負担の導入、利用限度額の引き上げなど大変な内容となっています。内容や影響について、つかんでいるかと思いません。この点、お聞きをいたします。以上で1回目の質問とさせていただきます。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 今井秀実議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、相次ぐ制度改定に伴う被保険者・利用者の抱える課題に対する対応の一つ目、高い保険料についてお答えいたします。介護保険料は被保険者の負担能力に応じて保険料を設定しています。諏訪広域連合では現在14段階の保険料段階を設定し、低所得者へ配慮した保険料段階としています。今後も保険料の設定では低所得者に配慮するとともに、被保険者の方に制度の趣旨を御理解いただき、負担の公平性を確保しつつ適正な給付に努め、健全な事業運営を推進してまいります。

次に、二つ目の特養の入所制限についてお答えいたします。平成27年4月の制度改正において、特別養護老人ホームの入所者は原則要介護3以上の方となりました。ただし、要介護1または要介護2の方であっても自宅での日常生活が困難であることを前提に、一定の条件を踏まえていれば特例的に入所できる仕組みとなっております。この特例要件があることから、現在も特別養護老人ホームでのケアが真に必要な方については、介護度が軽度であっても入所がなされております。制度改正以来2年が経過いたしますが、現在までのところ大きな混乱や不満の声などは届いていない状況であります。

諏訪広域連合におきましては、6市町村間での特例入所が公平かつ公正に実施されるよう、定期的に担当者会議を開催するなどして現場の情報共有を図っております。また、申し込みの窓口となる市町村担当課におきましては介護度で区別することなく、相談内容や利用者の状況を丁寧に聞き取り、必要な方に適切なサービスを利用していただけるよう対応しているところであります。

次に、三つ目の利用料負担2割の導入についてと四つ目の補足給付の圧縮についてお答えいたします。制度改正により、給付の自己負担割合の見直しで、一定以上の所得のある方が介護サービスを利用したときの負担割合が1割から2割になりました。また、所得の少ない方を対象とした補足給付につきましても基準等の見直しにより、食費、居住費の負担軽減を受けられる対象者が非課税世帯の中でも特に預貯金などの少ない方に限定されました。平成28年度状況では、2割負担の対象者は930人となっております。また、補足給付は申請者1,423人のうち33人が対象外となっており、そのうち世帯配偶者課税26人、預貯金超過が7人となっております。

次に、医療と介護の連携体制についてお答えいたします。介護保険法の改正により、在宅医療・介護連携推進事業を平成30年4月までに実施することが定められております。実施に向けては長野県、医師会、医療機関、介護事業者、市町村、広域連合などの関係団体による諏訪地域在宅医療・介護連携推進協議会が設置され、検討を進めております。その検討項目に入退院におけるカン

ファレンスの検討が含まれておりますので、準備が整ったところから実施をしてみたいと考えております。

次に、国による新たな制度改定の動きの利用料負担3割の導入などの改定の問題点についてお答えをいたします。介護保険制度の利用者負担割合については制度創設以来、所得にかかわらず一律1割でありましたが、介護保険法改正において平成27年度の保険料から一定以上の所得のある方について負担割合が2割となりました。今回の改正では、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、負担能力に応じた負担とする方向を確認した上で、利用者負担割合については現役並み所得者の2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担を3割負担とするものです。利用者負担の見直しは平成30年度の施行が予定されておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 2回目の質問をさせていただきます。まず(1)の高い保険料ということで、諏訪広域は本当に配慮というか、できることはかなり全てやるというような感じで14段階という、そのことは対応すると自分は評価はしているんですが、そうは言ってもずっと、望月議員も指摘していましたが、制度発足以来ずっと上がり続けている。しかも、年金天引きされるので徴収率は非常に高いんですが、生活が圧迫されているという実態もつかみづらい。でも、実際に国民年金の方なんかは受け取る年金そのものが非常に少ない上に、人によっては国税が引かれたり、後期高齢者医療の保険料が引かれたりした上に、さらに介護保険料もということ、それだけをとってみても生活を圧迫している現実が現にあるわけですが、そこをどうつかんでいるかについてもお聞きしたいと思います。

2項目めといいますか特養入所の制限ということで、特例要件の話もあって、一定の条件を満たせば要介護1・2でも入れると、このルールはあるんですが、これは数日前の信毎の記事にもちょうど出ていたところですが、そういう制度の周知徹底ができていないという面もあるし、もう自分が要介護3以上でないということで、もう特養を諦めるみたいな事態もあるかと思うんですが、その点についてもお聞きしたいと思います。

また、これ特養だけの問題のように一瞬思うんですが、実は老健や有料老人ホームなどの入所も連動するような形で、要介護3以上でなければ行くところがないという事態になっているのではないかと。それから、これは利用料との関係もあるんですが、低所得の方々はとりわけ要支援3以上の方であっても特養に入ることが利用料との関係で難しいという問題もあるかと思いますが、そのことについてもお聞きしたいと思います。

それから、利用料2割負担の関係ですが、930人という数字をお聞きしました。かなり大きな影響が出ているなというふうに思いますが、実際にそれらの方々の生の声というものもつかんでいるかと思いますが、それをお聞きしたいと思います。

それから、いわゆる補足給付ですが、施設利用をしている低所得の方々にとって、この居住費、食費の減免の制度というのは非常に大切で、これがなかったら、ちょっともう本当に利用料を払え

ないので、特養から出ていかなければいけないという事態も生じているということかと思います。そう考えると、先ほどの1, 423人中33人と、これを聞くと少ないからいいかなというんじゃないくて、この33人たちの抱えている問題というのは、その該当者だけでなく、広く非常に深刻な問題というふうに考えますが、この辺も利用者の声などつかんでいるかと思いますので、お聞きしたいと思います。

それから、医療と介護との連携ということは、進んできていて具体化も着実に進んでいるということは非常にいいことで、そこに自分も期待するんですが、実際、自分もちょっと家族のことで経験したことがあるんですが、高齢者が一定の治療を受けて、いざ退院というときに、いわゆる医療ソーシャルワーカーが介護の関係者も呼んで、ケアマネがもう既についていれば最高ですが、介護認定を入院中を受けてケアマネがついて、メディカルソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカーとケアマネと、それから関係者に集まってもらって、自宅に帰った後どうしましょうかねという、そういうカンファレンスというか、ケア会議を退院時にしっかりやってつなげていくというのが、どの高齢者についても、入院治療を終えてちょっと介護が必要になった高齢者全ての方々がそのルートに乗っていくということが非常に大事だと思うんですが、その辺もう少しお聞きしたいと思います。

それから、大きなというか(2)ですが、3割負担についても制度の持続可能性ということで答弁があり、国はずっとその説明をしているんですが、現役並みのうちでも特に所得の高い方に限定という、その言葉だけ聞くと何か一定の何か理屈があるような感じがしますが、先ほどの2割負担のときにも所得が一定程度高いといっても、かなり年金生活者で大変な方々がもう既に2割負担になっている、さらに3割負担というふうにすることは非常に問題があるというふうに思いますが、そこについてもう一度お聞きしたいと思います。

それから、今回は見送られたんですが、福祉用具の購入とか借りるレンタル、あるいは住宅改修のための費用についても全額自己負担というふうに変えていこうという制度改定の検討が、かなり本気でそういう、自分の言葉で言えば制度改悪をしようという動きがつい最近まであったわけですが、その動きなんかもちゃんと見ていかないと、もう本当に介護保険制度があっても実質的な利用はできないというふうに進んでいきそうな動きが、制度の持続可能性という美しい文句によって強行されようとしているというふうに自分は思うんですが、その辺をどう評価しているかについてもお伺いしたいと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、最初に保険料の部分についてお答えをしたいと思います。お話しいただきましたように、介護保険料の多くの方は年金による特別徴収という方法で徴収をして、納付をいただいているということでありますが、お話ありましたように当然、医療の関係も年金からの特徴というお話がありました。

そんな中で利用者からはですね、介護保険料だけではないんだよという、そんなお話はたびたび直接いただくこともあります。介護保険料自体は確かに医療と比べますと、まだまだ低い状況では

ありますが、やはり医療と一体になった天引きがされると、かなり大変だよという、そんなお話をしていますが、そこにつきましては、最初、連合長から答弁させていただきましたとおり、やはり所得に合った保険料の設定、また細分化によってですね、細かい段階設定を踏みながら一定程度以上の皆さんに高いところで負担を今お願いをし、低所得者に配慮した保険料段階というものを設定させていただきますが、やはり家庭の事情があるようです。普通徴収の中では、やはり一定程度の金額というのは数字的にはあるんですが、生活する中でお困りの方もおいでになるということですので、その部分については事情をお聞きしながら納付をお願いしている、そんな状況でございます。

また、2点目の特養の入所制限の関係であります。お話いただきましたとおり、特例のこともありますが、そうは言っても要介護1・2で特養をお待ちの方だったのが制度改正によって待機者から外されたということでもあります。平成27年当時の状況であります。やはりそうは言っても在宅での生活が大変だということにつきましては、包括支援センターやケアマネジャーと協力をしまして、さまざまな施設を御紹介させていただいています。

特に有料老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅の利用率が両方とも10%程度そこで上昇しました。多くの方が特養以外、サ高住や有料に移られたという現状があります。そんな中で、現在、有料やサ高住については入居一時金も、もう要らないという事業者や、以前、特養と比べると大きな差があった有料なんかも、かなり低価格での利用メニューをつくっていただいているということで以前より入りやすくなっている。そんな現状もありまして、老健に移られた方については今までどおり負担軽減が図られるということで、多くの苦情をいただかず移行できた、そんな状況でございます。

また、2割負担の関係であります。平成27年度の制度改正でありましたが、非常に多くの御意見をいただきました。一番は、やはり申請するときですね、いろんな手続きのことがちょっと大変だったかなというふうに思っていますが、今年度は特に御意見等は頂戴せず、2割負担のほうの関係については負担割合証を発行させていただいているという現状であります。

また、次に4点目の補足給付の利用者の声であります。制度改正のときは、これについても非常に多くの御意見をいただきました。一番は、やはり預貯金等の写しを添付することへの抵抗感というのが非常に強かったかなと今思っています。

ですが、今年度は2割負担と同様、御理解をある程度いただいて補足給付の申請等も、特に苦情を広域連合には頂戴せず済んでいるということでもあります。また、33名の方につきましては世帯配偶者の課税で26の方が除外、第4段階という段階に上がっておりますし、お話が出ていました預貯金の超過で7の方が第4段階に移られたというような状況であります。それぞれその方の皆さんについても現行理解をいただいているのかなと、そんなふうに考えています。

また、5点目の医療・介護連携の中での入退院ルールの部分であります。ちょうど協議会の中の大きな課題として入退院の調整ルールの検討が今進んでくる中で、病院では今既に多職種によるカンファレンスというのは行われているということでもあります。今後、その調整ルールをある程度

検討いただく中で、スムーズな医療・介護の連携ができるような体制を検討していただいておりますので、この辺については医療・介護連携が動き出すまでに調整ルールも今よりもスムーズにできるのかなど、そんなふうに考えております。

あと、国の制度改正の部分であります。3割負担は平成30年度からのスタートであります。中でも3割負担については、国が設定しました所得金額でいけば、かなりの高所得以上の方だろうというふうには思いますが、やはり最初にお話がありましたように、その人その人によってやはり事情もありまして、3割という受け入れが非常に難しい方も出てくるのかなと思います。そこはやはり事情をお聞きしながら対応していかなければいけないのかなと考えております。

また、福祉用具、住宅改修の全額自己負担の議論が昨年ございました。今回は見送りとなっておりますが、特に次の平成30年10月施行で今法案が出ておりますが、全国平均の価格を公表していくという考え方と、あと上限額の設定、これは平均額プラス1標準偏差を足した範囲内で上限額を設定していくというものでありまして、福祉用具、住宅改修については非常に大きな値段の差が今問題となっている部分を是正していきたいということでもありますので、その辺は具体的にどうなるのか、その辺をまた検討をしてみたいと思います。また、国会の動向も踏まえて注視をしてみたいと考えています。以上です。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 3回目の質問をさせていただきます。介護と医療の連携については連携協議会もできて、調整のルールが確立して一歩前進していきそうということで、そこには大いに期待したいと思います。

(1)の全体を通じてなんですが、高い保険料の実態というのも、苦情みたいな形で直接言っていないから、それでよしというんじゃなくて、もう声を上げられずに年金天引きで非常に困っているというものを拾い上げるとか、特養入所にしても2割負担にしても補足給付の圧縮にしても、声を上げられないで困っている、とりわけ低所得でサービスつき高齢者住宅とか、もう考えることもできないみたいな方々の声を積極的に拾っていくということが大事かと思いますが、その辺お聞きしたいと思います。

それと(2)の国の制度改定ですが、いつでも動きを注視していくという言葉が中心で、積極的に国にそんなひどい改定しないでくれという、とりわけ利用料2割負担が導入されて数年しかたっていないのに3割負担とかということは、一つの突破口ができてしまうと。もうそれを口実にあらゆる人が2割とか3割、原則2割負担とかというようなことにつながっていったりする危険性さえ秘めているわけですが、そういうことも含めて、行政は単に国の指示に従っていただけじゃなくて、現場の介護が必要とされている方々の生の声を国に上げていくという積極的な姿勢こそ大事というふうに思いますが、そこについてもお聞きしたいと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、1点目のやはり苦しい皆さんの声をどう拾っていくかということですが、お話しいただきましたように、やはり苦情がないから問題ないだろうとは考えて

おりません。やはり市町村の窓口であります地域包括支援センターにはさまざまな相談が寄せられております。相談の数も年々上昇してきていることは確かでありまして、今お話ありましたように、介護保険を使っていく、またこれから使いたいという中で、非常に難しい問題、特にお金の部分について心配になるところがあります。

そこはお話をお聞きする中で、適正なサービスを提供できる方法、また人によっては福祉事務所とも相談をされながら措置の中で検討をいただく、そんな事例も実際にはありますので、この部分については市町村と、また介護の担当部署だけでなく福祉事務所とも連携をしながら、その人の実情に合ったサービスの提供方法を今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

また、2点目の国への声を上げるところであります。昨年11月、ちょうどこの今現在、国会へ上がっている法律の意見集約の前でありましたが、全国市長会と町村会で国のほうに非常にたくさん要望と、あと提案をさせていただいております。そんな中でも現在、国のほうの法律が今審議されている状況でありますので、今後は今度の法を受けての次の制度改正の見直しの議論が平成29年度始まりますので、そのときには適切な時期にまた同様に全国市長会、町村会の多くの自治体と一緒に要望をしてまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

**竹村安弘議長** 次に、井上登議員の質問を許します。井上登議員。

**18番井上登議員** 18番の諏訪市議の井上でございます。本日最後の質問者でありますので、わかりやすく簡潔に行いたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

介護保険の問題についての質問をいたします。まず1番目が新たに始まる総合事業についての質問。そして、2番目として事業者の経営状況。3番目に2人部屋、4人部屋という多床室の問題についての質問を行いたいと思ひます。

まず4月から新たに始まる総合事業ですが、要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外して、報酬や人員基準を切り下げた基準緩和サービスを行うものへ移行するものでありますけれども、この総合事業のそもそもの目的、また利用者数の予想目標、職員の確保、スペースの確保など、新事業への対応について、今の現状を伺いたいというふうに思ひます。

また、2番目の事業者の経営状況であります。倒産であるとか撤退であるとかということが一時期紙面をにぎわせた時期もありますけれども、介護報酬の削減という中で経営環境は非常に苦しくなっておりまして、事業の見直しを迫られている事業者、なかなか黒字転換にならない事業者なども多く見受けられます。そんな中、職員の配置やサービスの低下が懸念をされるところでありますが、現状の認識について伺いたいというふうに思ひます。

また、多床室の問題ですが、ほとんどの多床室というのは老朽化が進んでおりまして、利用料が安く、複数の方が一緒に入っておりますので、見守りという点では同時に行うことができるという点でいいわけでありまして、また安心感もあるという面もありますけれども、そういう点で多床室を希望するという方はかなりいると思ひますが、しかし、多床室への入所は非常に困難というふうになっています。今の現状と、この多床室についての考え方について伺いたいと思ひます。

以下は自席にて行いますので、よろしくお願い申し上げます。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 井上登議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、新総合事業の目標についてお答えいたします。諏訪広域連合の新しい総合事業につきましては、介護保険法の改正を受けて平成37年に向け増加する高齢者のニーズに対応した多様なサービスを提供し、在宅生活の安心を確保することを目標といたします。この目標を達成するために、サービスの内容に応じた利用料とすることで費用の効率化につなげることや、介護の専門職以外の新たなサービスの担い手が増加することで介護の専門職がより中重度者へのサービス提供にシフトしていくことが可能となります。また、社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業を充実し、高齢者の自立を促し、要介護認定に至らない高齢者が増加することにより費用の効率化が期待できます。

諏訪広域連合の多様なサービスは予防給付から移行する現行相当サービス、基準を緩和したサービスAと各市町村独自の一般介護予防事業で構成されます。サービスAにつきましては事業所登録の申請を受け付け、指定の事務を進めているところですが、事業所からは二つの意見がありました。

一つは訪問型サービスAについて、新たな利用者に対してサービス提供できるだけのスタッフの確保ができない。二つ目は、通所型サービスAについて、住宅改修型のデイサービスのため、利用者を受け入れるだけのスペースが確保できないとの意見であります。また、4月からの参入は見合わせるが、いずれは参入するといった様子見の事業所もあり、報酬設定が低いため参入しないという声はほとんど聞かれておりません。

このような状況から、通所型サービスAに参入する事業所は、サービスの提供において十分な準備をしていただいておりますので、現行相当サービスとの混在によるサービス低下は少ないものと考えておりますが、経営状況とあわせてサービスの実施状況を確認してまいりたいと思います。移行当初はサービスAの対象者は少数であると見込まれますが、対象者の増加にあわせ参入事業者もふえていくものと考えております。

次に職員配置とサービスについてお答えいたします。介護サービス事業所の職員配置につきましては、それぞれのサービスごとに基準で定められておりますが、その基準は最低限の配置基準であるため、実際のサービス提供をしていく上では基準以上の配置をしていただいているのが現状です。例えば特養であれば入居者3人に対し1人の職員が基準となっておりますが、実際には入居者2人に対し1人に近い配置をしていただいております。

今回の介護報酬の改定により、多くの介護サービスで収支差率が低下しておりますが、基本報酬の減額を加算の取得によって収益を確保している事業所が多くなっているのが現状であります。また、地域密着型サービスにおいては収支差率が上昇しているサービスもあり、介護サービスにおける給与費割合については多くのサービスで上昇しておりますので、すぐに経営状況が悪化することやサービスが低下することはないと考えますが、今後も経営状況等を注視してまいりたいと思います。

次に多床室の現状と今後の計画についてお答えいたします。特別養護老人ホームには4人1部屋の多床室型の施設と個室のユニット型の施設があります。特に多床室型の特養は居住型の施設の中で最も安価な施設であるため、以前から入所希望者が多い施設であります。

しかし、平成22年以降、グループホームやサービスつき高齢者住宅、あるいは有料老人ホーム等の居住型の施設の整備が進み、施設の形態も多様になったことから、それぞれの希望に合った施設が選択できるようになり、特養や老健だけが施設ではないという意識が広がってまいりました。

平成27年度の制度改正で特養の入所要件が原則要介護3以上となったこと、利用負担割合や食費の変更、さらに多床室であっても居住費を負担するようになったこと等が重なって、特養とその他の施設の利用料金を比較しても、以前のような圧倒的な差はなくなったことも大きな要因であります。

特にここ数年は利便性の面でも利用料金の面でも特養以外の施設を選択する方がふえ、特にサービスつき高齢者住宅や有料老人ホームなどの施設の入居率が増加しております。平成29年2月現在の待機者数で申しますと、438人の待機者のうち多床室型施設だけを希望している方は175人、ユニット型施設だけを希望している方は138人、どちらでもよいという希望の方は125人となっており、数の上でも圧倒的な差が見られなくなっております。

しかし、多床室型特養でなければ利用できない人の数が減ったわけではありませんし、セーフティーネットの観点からも多床室型特養の必要性は今後も変わらないものと考えております。

現在、諏訪広域内の特養は全部で19施設1,087床ありますが、多床室型の特養は8施設541床、ユニット型の特養は11施設546床となっており、多床室とユニットの施設整備バランスは半々の割合です。第6期介護保険計画で予定している整備が終了する平成30年度末には多床室型の特養が7施設468床になり、ユニット型特養は14施設694床となる予定で、施設整備バランスが4対6の割合となります。

今後、特養の施設整備につきましては、この整備バランスと待機者のニーズ等に配慮しながら進めていく必要があると考えております。平成29年度には第7期の介護保険事業計画を策定いたしますことから、特に特養の整備においては多床室のニーズや整備バランス等に配慮し、実態を十分に分析した上で整備計画の検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**竹村安弘議長** 井上登議員。

**18番井上登議員** 新事業につきましては、在宅の安心を確保できるという点と専門職以外の人が対応できるということを伺いました。総合事業のですね、緩和された訪問介護というのはですね、報酬が85%ですね。そして、家事援助に特化をしていくということでもあります。ですので、専門職でなくてもできるというような方向にだんだん動いていくわけでありますけれども。

そうしますと、現在ボランティアの方が家事援助というものを一部やっているわけですね。こういうものと比べてですね、どこがどう違っていきのかという点ですね。既にこの事業に移行している自治体というものもあるわけですが、それらの状況を聞きますとですね、一定の研修を受けて安いサービスというふうに変わってですね、いわゆる単なる家事代行だというふうになってい

るという事例もあるというふうに伺っています。

また、利用者の生活の意欲の喚起であるとか、認知症などの早期の発見だとかですね、いわゆる専門性が少し薄くなって、なかなか発見がおくれるというのではないかという問題点。あるいは専門職の専門性の中から体の状況が悪化しているかとかですね、そういった状況を見抜く力が少し落ちてきているという点で、重症化していくのではないかという問題点も挙がっています。そのことによって、結局家族の負担が増加してしまうというね、先ほど言われました在宅の安心の確保という点からは少しずれている実態というものも報告をされているわけであります。

そして、少し問題だと思うのは、目標の達成度に応じてですね、交付金の支給をしているということになると、そういう競争に駆り立てられていくという危険性を持っているという点で、現行サービスが本当に維持できるかという点では少し疑問を持っているわけでありますけれども、いい面もありますね。要支援でなくても利用者の範囲が広がるというね、いい面はもちろん持っているわけで、その点は評価もできる点でありますけれども。

そういう点についてですね、緩和されたサービスという点では、今、訪問介護について述べましたけれども、通所でいえばですね、また7割の報酬になるわけですね。7割の報酬の人と現行の100%の報酬がまざり合った混在した中でサービスが行われるとですね、結局まざり合って薄くなったサービスに低下していくのではないかということが予想をされます。その点をちょっとお伺いしたいというのと。

それから事業所の問題ですけれども、事業者にとってデイサービスのところで介護報酬の削減幅が非常に大きかったと思いますけれども、この部分にですね、新しい総合計画というのが入っていくという点ですね、非常に収益性の面で心配をされるんですけれども、いろんな経営の努力を恐らくすると思うんですね。その努力の内容が人員だとか配置だとかサービスという点で、どういふふうな工夫をしてくるのかというところがやや心配される場所なんです。結局、経営力の弱いところは、いろんなことをやるだけけれども、それでも淘汰されていく、あるいは廃止に追い込まれていくということも考えられるんですが、そのような点についてどういう対応を考えているかについて伺いたいという点であります。

それから多床室については、特に男性の入所というのは、ほとんど天文学的確率ですというふうには言われるんですね。というのは女性がほとんどの割合多いんですけれども、女性の4人のうち1人が退所しても次に入るのはまた女性なわけですね。ここに男性が入ることができないので、結局次も女性ということで改善が難しいという面があります。男性枠というのを特別につくってあれば別ですが、そういうわけにもいかないということで、男性が入る確率はほとんどゼロに近いというふうに言ってもいいと思うんですね。

施設にとっては個室にしたほうが収益性がもちろんいいという点はあるんですけれども、今ほとんど個室対応となってきているわけですけれども、問題はですね、今の多床室がほとんど老朽化しておいて、見に行ってもちょっとやっぱり古い施設だなという感じを与えるんです。こういうところに預けて本当に、それで成り立てばいいんですけれども、そういう心配もやや感じるというこ

とだというふうに思いますので、老朽化対策とあわせても多床室というのが一定の割合は確保していかなければいけないのかなというふうに私は感じますが、その点のお答えをお願いしたいと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、最初に新しい総合事業の御質問にお答えをしたいと思います。お話がありましたように、さまざまな課題もある中で新しい総合事業がスタートしていくわけなんです。特に緩和した基準、サービスAと呼ばれる部分について、現行相当から報酬を下げている、それについては時間また基準を下げてサービス提供していくということでありまして、お話が出ましたように現在、諏訪広域でスタートするときには専門職でサービスAもスタートしてまいりますが、いずれお話がありましたように、一定の研修を受けた皆さんによるサービスというものも検討していかなければならない、そんな状況にあります。

そんな中で、専門職の皆さんについては身体介護中心のサービスを中心にお願いし、生活援助の部分について新しいこの総合事業の中で仕組みを構築してまいりたいという考えであります。専門職であるからこそ身体もどんな状態なのか見守りができる、それはまさしくそのとおりであります。お話があったように専門職の維持がこれからもずっとできるかということになると、今の人員確保の中では非常に難しい問題もこれから先は出てくるだろうというふうに考えますので、やはりボランティアというよりも、もうちょっと一定の研修をきちんと積んだ方々によって、このサービスAを担っていただく、そんな部分も加えてまいりたいというふうに考えています。

今現在、事業所、サービスAも認可の申請をいただいておりますが、スタート時点とすると、まあまあ充足できる数の事業所が参加をいただいたかなというふうに考えております。

また、通所の部分であります。事業所の申請のほうを見ますと、やはり今お話しいただいたように、現行相当サービスと新しい総合事業のサービスAの部分は、当然ワンフロアで特に壁の仕切りを入れるわけではなくてサービスが提供されていく、そんな事業所もあるわけでありまして、実際に事業所にお聞きしてみますと、現行相当のサービスを利用していき皆さんと、サービスAを利用する皆さんというのは、メニューを別々につくっていかざるを得ない。それを混在することによって、やっぱり両方の方々が満足いただけるサービスというにはならないということでありまして、利用者が満足できるサービスを事業所内で展開するとすれば、混在することによっての不安というのは事業所でも心配してきちんとメニューを分け、別々のメニューでサービスを提供していただける、そんなふうに考えております。

また、事業所の問題であります。デイサービスのお話をいただきました。収益性のお話ですが、お話があったように報酬改定では非常に大きな報酬減の改定が行われたわけでありまして。

先日、厚生労働省で介護サービスの収支差率を社会保障審議会のほうでまとめておまして、その状況を見ますと他の、当然以前よりも収益は下がっているわけなんです。収支差率はまだ通所介護のほうは高いところにおいでになるということで、特に諏訪圏域の中でデイサービスのほうが廃業、廃止、倒産というような状態は今のところお聞きをしていないところでありまして、ある

程度の収支が整っているかなというサービスになろうかと思いますが、当然そんなところでありませぬので、まだ事業者の参入が続いています。ですので、利用者が確保できないということで撤退する事業者もごさいますので、その需要と供給のバランスについては少し注視をしないとイケないのかなと考えていますので、これについては今後報酬改定が近い時期になってまいりました。そんなところも踏まえて、事業者の収益性また経営努力の部分については、いろんなどころでお話を聞いてまいりたいと考えております。

あと多床室のところでもあります、例として出させていただきました男性と女性の多床室はお話のとおりであります。女性が退所したときには女性が入る、男性が退所したときには男性が入る。そういうルールでありますので、同じ部屋の中に男女が混在するということはありませんが、実際に女性のほうが特養待機が多いこともあり、なかなか男性、女性のバランスがきちんとしてれているかという、事業所のお話でもちょっと難しいだろうなという、そんなお話も聞いているところでもあります。とて個室ということになると、お話出ていますように費用負担の問題もありますので、今後プライバシー確保の部分については、今新しい補助事業が入ってまいりまして、簡易な間仕切り等によつてのプライバシー確保のための補助制度が多床室のほうにも入っていますので、一定程度のプライバシー確保が、これからはされていこうと考えています。

そんな中で、やはり多床室については今後も必要な施設であるというふうに考えていますので、連合長からもお話ありましたように、今後の整備計画の中でも多床室とユニットのバランス、また広域の場合は湖周と岳麓のバランスも考えまして、多床室の確保、またニーズと整備数を合わせていくのが一番だろうと考えています。

今現在では、多床室をお待ちの方のほうがユニットよりもやや入るのに有利な状態ではありますが、お話が連合長からありましたように、今度逆転をしてみますと、このニーズがどう変わっていくか、その辺を見きわめて今後も多床室のほうの必要数を確保してみたいと考えております。以上です。

**竹村安弘議長** 井上登議員。

**18 井上登議員** 新しい総合事業については、専門性というところでは人的確保の点で専門職をふやしていくのは難しいというお話もありました。ボランティアの体制に頼っていくという今後の方向性も出てきたわけでもあります。結局ですね、これは何を狙っているかという点でいえば、やっぱり経費を安く、安上がりなもののサービスに移していくというふうに使われます。こういうことですね、今後増加した状況を見て行っていくという話もありましたけれども、これで安心できるサービスが本当に確保できるかどうかという点について、一言最後にお伺いしたいと思いますけれども。

それから、事業者の経営の問題ですけれども、事業者については事業数の適正化であるとかですね、あるいは地元業者の存続、雇用とか建物の問題などもあります。もし淘汰されてしまえば、その処理についてなどのこともあるわけでもありますけれども、こういう事業者についての援助やあるいはさまざまな計画などについてが必要だと思うわけでもあります、それについての考えがあるか

どうかをお伺いしたいと思います。

それから、最後の多床室の問題でありますけれども、みずから選択をするというふうになっていきますけれども、いろいろの安さという点で、やはり多床室を希望するということはあると思うんですね。お話があるように、費用の差というものは確かに縮まっているという点はあるんですね。例えば特養では洗濯代というものは含んだ料金になっておりますので、老健に比べると、老健は洗濯代プラスして請求されますので、合計しますとほとんど変わらないという点があるわけですが、なかなかそういった情報は入っておりませんで、特養は高いだろうという、個室は高いだろうというふうに思ってしまうわけでありまして。そういったそれらのシミュレーションなども含めてですね、希望する施設を見に行ったときには説明がありますけれども、それ以前にそういった知識があればですね、もう少し違う選択ができるかなということも思うわけでありまして。そういった選択肢をさまざま早い段階で示していくということも必要だというふうに思います。しかし、結局ですね、多床室がないから入るところがないという選択、困った状態にならないような施策を求めていきたいというふうに思いますが、その点について答弁をお願いします。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、3点、御質問いただきました。総合事業であります。安いサービスというお話をいただきましたが、地域に応じた多様なサービスというものが、やはり今後必要だという部分は必要な認識をしておりますので、今言ったスタートは現行相当を中心に進めてまいります。今後さまざまな多様なサービスを組み合わせて、ニーズに合ったサービスとしてまいりたいと考えています。

また、事業者の適正化のお話もいただきましたが、今度の法改正では事業者の参入制限を保険者のほうができる範囲を拡大していく、そんなところも検討されておりますので、その部分については今後その適正数部分を少し検討してまいりたいというふうに思います。

最後に多床室の部分であります。お話いただきましたように、やはり多床室、特別養護老人ホームというのは地域の皆さんの少なからずニーズがまだまだたくさんあり、今後もあるだろうというところは十分認識しているわけでありまして、そういう多床室に入りたい方が入れるような仕組み、それは今、広域ならではですが、入退所事務を各市町村が持っておりますので、その部分の中で少し工夫をしていかなければいけないというふうに感じておりますので、今後、市町村とも低所得者に配慮した入退所事務というところを研究してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

**竹村安弘議長** これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時40分といたします。

休 憩 午前11時31分

---

再 開 午前11時40分

**竹村安弘議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程第 2

議案第 1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて

○日程第 3

議案第 2号 諏訪広域連合公の施設の指定管理者の指定について

○日程第 4

議案第 3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について

○日程第 5

議案第 4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

○日程第 6

議案第 5号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）

○日程第 7

議案第 6号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第 8

議案第 7号 平成29年度諏訪広域連合一般会計予算

○日程第 9

議案第 8号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算

○日程第10

議案第 9号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算

○日程第11

議案第10号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算

○日程第12

議案第11号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

竹村安弘議長 日程第2 議案第1号から日程第12 議案第11号まで、11件を一括議題といたします。

この11議案は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について、一括報告を願います。総務消防委員長。

小池忠弘総務消防委員長 大変御苦労さまでございます。それでは総務消防委員会の報告をさせて

いただきます。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された議案審査に当たり、10名の委員出席のもと、金子広域連合長、今井副広域連合長、五味副広域連合長、事務局長、会計管理者、消防長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて報告いたします。

審査の過程において、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合公の施設の指定管理者の指定について報告いたします。

審査の過程において、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第7号 平成29年度諏訪広域連合一般会計予算について報告いたします。

当委員会に付託されましたところは、歳入のうち1款1項1目5節と6節、2款2項、3款1項2目、3款2項、4款1項のうち総合福祉基金利子を除く全て、5款2項、6款の一部及び7款2項のうち恋月荘派遣職員人件費負担分を除く全て、並びに歳出のうち2款1項2目及び3款民生費を除いた部分であります。

審査の過程においては、小児夜間急病センター利用者の減に対して、医師会からどのような要望や課題があるかの質問に対し、小児夜間急病センターの平成28年度2月末利用者は2,638人、前年度比1.3%増であり、インフルエンザの早目の流行によるものとの報告がありました。運営医師会の登録医は3医師会で57名、信州大学附属病院で29名の計86名でローテーションにより診察を行っているが、小児科医の開業が少なく、医師の高齢化、若手医師への負担、患者の休日集中といった課題がある。

また、小児夜間急病センターについて開設10年が経過するため、改めて広く周知したほうがよいとの質疑に対し、LCV、ホームページ、広報への掲載、各保育所へのポスター掲示等を行ってきたが、今後はさらに児童センターや保護者会等へもチラシやパンフレットを配布しPRに努めたいとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第10号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について報告いたします。

審査の過程においては、消防団との現場での連携と現場以外での連携はどうなっているかとの質疑に対し、現場では諏訪広域消防の指揮隊が分団長など消防団の指揮をとる者と意思疎通を図っている。また、平成28年度には各消防団と各署の連携訓練を行っていく中で、かなり効果が上がっているため、今後も継続していきたい。現場以外では各種講習や訓練等に消防職員が参加し、より連携を図っているとの答弁がありました。

また、お互いの顔がわからない等の問題はないかとの質疑に対し、当面、署長クラスの異動はしない考えだが、いつまでも異動しないわけにはいかない。訓練を通して顔の見える関係を築いていくとの答弁がありました。

予算書を見ると職員数が1名減の234名となっているが、支障はないかとの質疑に対し、一元

化の目的の一つに消防の効率化があり、平成31年までは計画どおり削減を進めたいとの答弁がありました。これに対し、大規模災害等を考えると、効率化一辺倒では不十分ではないかとの質疑があり、当面計画どおり削減するが、大規模災害に対応できるかは別に検討していきたいとの答弁がありました。

予防救急業務のレベルアップも一元化の目的の一つだったが、実情はどうかとの質疑に対し、予防業務は従来、署ごとに行っていたが、現在は消防本部に専門職を5人配置し一括で行っており、大いにレベルアップしている。救急救命士の研修も広域全体で行っており、救命士のスキルアップが図られているとの答弁がありました。

また、一元化により火災原因の究明にも期待していいかとの質疑に対し、一元化により予防係に5人の専従職員を配置することができ、そのうち3人が火災原因の究明に従事しており、期待していただいて構わないと思うとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第11号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について報告いたします。

審査の過程においては、臨時災害放送開局訓練の内容はどの質疑に対し、東日本大震災の激甚災害において、地域のFM放送が非常に有効だったことからLCVと協定を結んでいるが、その訓練を行う。その際はLCV-FMの出力を倍にし、行政に特化した放送を1時間程度行う。訓練の詳細は6市町村の防災担当と今後詰めるとの答弁がありました。また、LCV-FMを聞く習慣がないとだめではないか、周知についてはどのように考えているかの質疑に対し、LCV-FMは諏訪湖花火大会等でも使われ徐々に浸透してきていると思うとの答弁がありました。

スポーツ振興補助金の内容はどの質疑に対し、長野県縦断駅伝に参加する全（オール）諏訪に対し30万円の補助を行う。準優勝は10万円、優勝は20万円が上乘せされるとの答弁がありました。これに対し、他の競技への補助は考えられないかとの質疑があり、そもそもこの補助金は従来6市町村がそれぞれ全諏訪に対し支出していたものを一本化したもので、他競技に拡大することは想定していないとの答弁に対し、小平奈緒選手などオリンピックや国体で活躍する選手にも補助を検討したらどうかとの意見がありました。

婚活支援事業について状況はどうかとの質疑に対し、平成28年度は4回実施し合計928人が応募、その結果、48組、約39.4%のカップル成立だった。成功に至ったかどうかまでは、なかなかつかめませんが、かなり成果があるものと考えている。出会いの場をつくることを担っていく必要があるので、今後も全国的な動向を見ながら企画など検討していきたいとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。以上、報告を終わります。

**竹村安弘議長** 次に、福祉環境委員会付託議案について、一括報告を願います。福祉環境委員長。

**小池和男福祉環境委員長** それでは福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

当定例会において福祉環境委員会に付託されました議案は7件でございました。

11名の委員全員出席のもと、柳平副広域連合長、青木副広域連合長、小林副広域連合長、各施設長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査をしてまいりました。

以下、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、特に質疑等はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてを報告いたします。

審査の過程において、介護保険制度の利用者でない人の意見を取り入れる手だてはあるのかとの質疑に対し、平成29年度の事業計画の策定において、高齢者実態調査の分析を行い、その中で意見を聞いていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第5号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）を報告いたします。

審査の過程において、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第6号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）を報告いたします。

審査の過程において、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費が減っているが、利用率の減少があるのかとの質疑に対し、利用者推計、給付実績から見ると大きな変動はないとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第7号 平成29年度諏訪広域連合一般会計予算を報告いたします。

当委員会に付託されましたところは、歳入のうち1款1項1目5節と6節、2款2項、3款1項2目、3款2項、4款1項の一部、総合福祉基金利子、5款2項、6款の一部及び7款2項の一部、恋月荘派遣職員人件費負担分並びに歳出のうち2款1項2目及び3款民生費にかかわる部分であります。

審査の過程において、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第8号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算を報告いたします。

審査の過程において、施設事業費扶助費の保護通所事業作業代はどのような事業をするのか、また高齢化が進んでいる中、障がいをお持ちの利用者は、障がい者への支援でなく介護保険の中でのサービスとなり、サービスが減り不自由が生じると考えられるが、そこへの支援はどう考えるかとの質疑に対し、施設事業費扶助費は八ヶ岳寮を退所された方の地域生活を支える事業で、地域で生活しながら八ヶ岳寮に通い、作業等を行い、その対価を払うといった退所者地域生活支援事業の費

用。また、障がい者への支援としては、65歳以上になれば介護保険制度に移行される。そのため、介護認定を受け待機をしていただき、八ヶ岳寮でできる限りの支援をしていくとの答弁がありました。

保護施設通所事業では、救護施設を退所された方を退所後の1年を支援することとなっているが、その後はどうなるのかとの質疑に対し、1年を過ぎた段階で地域に戻られる方もいれば、施設とのかかわりを絶つ人もいるとの答弁がありました。

また、広域計画に民間のノウハウを活用するとあるが、どういう事業を考えているのかとの質疑に対し、事業としては、社会情勢の変化や、入寮される方も多様化し、この数年で大分変化している。その変化に対応するよう、民間施設が行っている入所者に応じたプログラムを八ヶ岳寮でも取り入れ、職員研修を重ね、よりよい支援をしていくとの答弁がありました。

歳入で入所者訓練作業収入等と、歳出で入所者小遣いとあるが、作業収入と小遣いとの関係はどの質疑に対し、作業で得た収入は、全額を入所者小遣いとして作業をした人にお渡ししているとの答弁がありました。小遣いの使い道はどの質疑に対し、主にジュース、たばこ、衣類等で、購入先は寮内及び近隣の店舗等で買い物をしている。また、外出できない方については、寮内にて買い物会を実施して、衣類、食料品等を購入しているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第9号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算を報告いたします。

審査の過程において、介護予防・生活支援サービス事業費において現行サービス者の半分を見込んでいたと説明があったが、新たにサービスを受ける人はどのくらいを見込んでいたのかとの質疑に対し、現行サービス者の半分というのは予防給付サービスを受けていた人の約半分を見込んでおり、認定が切れる方については現行相当を基本に考え、新規の方については包括支援センターのケアマネジャーのマネジメントの中で決まってくるので見えてこないとの答弁がありました。

徴収費について、収納率はどうか。また、特定入所者介護サービス費について、昨年に比べ削減が大きいが、その実態についてはどの質疑に対し、収納率についてはほぼ前年並み、また特定入所者介護サービス費の減額については補足給付の減額であり、内容は給付の申請時に預貯金の写しを添付するよう法改正がなされたため、預貯金がある方は申請しないので減額としたとの答弁がありました。

介護サービス費等貸付金の内容はこの質疑に対し、これは住宅改修や福祉用具を購入した際の貸付金であり、改修等費用の支払いが困難な方に対して、その給付費見込み額の9割以内を無利子で貸し付ける制度との答弁がありました。

地域密着型介護サービス給付費について、小さな事業所の運営が難しいと聞いているが、その現状はこの質疑に対し、各事業所で加算を取ることによって運営している。新しい総合事業においては、来年度の報酬改定の中で事業所の意見を聞き検討したいとの答弁がありました。

補足給付の申請を諦めてしまう人はいるのかとの質疑に対し、ケアマネジャーや施設の協力を得て申請できる人がいるか丁寧に説明をし、申請ができるのに漏れてしまうことがないよう支援してい

るとの答弁がありました。

事業計画を策定する上で、地域の人意見が反映されるような場はあるのかとの質疑に対し、介護保険委員会やパブリックコメントの中で意見を取り入れて策定すると答弁がありました。

討論において、介護予防・日常生活支援総合事業が始まる予算で、要支援の方々に対して、これまでの介護保険のサービスから総合事業のサービスに変わるということは、住民のためにならないので反対。高齢者や介護が本当に必要な人に対して行う制度としては必要な制度であり、これからますますふえていくであろう高齢者、介護支援者への対策としての予算であるので賛成との討論がありました。

審査の結果、当委員会では賛成多数で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**竹村安弘議長** ただいまの各委員長報告に対し、これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合広域計画を定めるについて、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合公の施設の指定管理者の指定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成29年度諏訪広域連合一般会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。今井秀実議員。

**1 2 番今井秀実議員** 1 2 番、今井秀実です。議案第 9 号 平成 2 9 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について、反対の立場から意見を述べます。

本予算には、国の制度改定を受け要支援 1・2 の方々の居宅サービスを保険本体から外して、新しい総合事業に移すという対応がとられています。諏訪広域では現行相当サービスを残しながら緩和した基準によるサービス A を選択し、ボランティアを中心としたサービスの提供は急がないなど一定の配慮がされていることは理解できますが、チェックリストによるサービス開始により介護認定を受けない例が拡大される懸念や、後期高齢者の伸び率の範囲内に給付を抑制することとなっていることなど、利用者にとってサービス低下は避けられません。また、事業者にとってはスタッフの確保や施設整備の困難の問題とともに、介護報酬よりも引き下げられた額での事業運営を強いられるなど事業の縮小や撤退につながる危険性もあり、この面でも問題であります。国の制度改定に伴う対応ではありますが、諏訪広域として全てを現行相当サービスとしていくという対応もできたはずであります。

以上の理由により本議案には反対をいたします。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。奥野清議員。

**2 2 番奥野清議員** 2 2 番。議案第 9 号について委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

本案件は、平成 2 9 年度諏訪広域連合介護保険特別会計として 1 8 9 億 4, 9 7 5 万 3, 0 0 0 円が計上されていますが、この額が妥当であるかどうかの問題であります。今議会に提出された平成 2 9 年度の本案件事業として介護サービス、介護予防、支援事業等、多岐にわたって介護にかかわる多くの事業がそれぞれ予算化されています。さらには介護保険制度の改正に伴い、歳出項目、地域支援事業の中で介護予防及び生活支援サービス事業、また一般介護予防事業等、新規事業においても予算計上が図られております。反対討論では、これらの新規事業の展開は要支援者へのサービスの低下を招くことが考えられるということですが、持続可能な介護保険制度を維持していくためには、こうした新規事業の参入を図りながら、必要とする人に必要なサービスを提供すること、また重点化と効率化を図ることが必要であります。

こうした観点において、本議案は細部にわたり十分に吟味、検討された上での予算と理解しております。ゆえに賛成をいたします。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 9 号を採決いたします。本案は賛否両論がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。議案第 9 号に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**竹村安弘議長** 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成29年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成29年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

**竹村安弘議長** 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

---

閉 議 午後 0時12分

---

**竹村安弘議長** 閉会前に広域連合長の御挨拶をお願いいたします。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり、慎重なる御審議をいただき、提出申し上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御議決を賜り、心から御礼を申し上げます。

審議を通していただきました貴重な御意見等につきましては、今後さらに検討を深め課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

結びになりますが、議員各位を初め、関係する皆様方の一層の御活躍と御健勝を祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

**竹村安弘議長** これにて、平成29年第1回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

---

閉 会 午後 0時13分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長            竹 村 安 弘

6 番            伊 藤 玲 子

1 7 番          小 平 雅 彦



## 議案等の審議結果

広域連合長提出

事 件 番 号	上程月日	付 託 委 員 会	議 決 月 日	審 議 結 果
議案第 1 号	29.3.29	総務消防委員会	29.3.30	原 案 可 決
議案第 2 号	〃	〃	〃	〃
議案第 3 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 4 号	〃	〃	〃	〃
議案第 5 号	〃	〃	〃	〃
議案第 6 号	〃	〃	〃	〃
議案第 7 号	〃	各 常 任 委 員 会	〃	〃
議案第 8 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 9 号	〃	〃	〃	〃
議案第 10 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
議案第 11 号	〃	〃	〃	〃